

山梨県社会福祉審議会

社会福祉に関する事項

設置根拠:社会福祉法第7条(必置)
委員数:50名以内(山梨県附属機関の設置に関する条例)
任期:3年(山梨県附属機関の設置に関する条例)

民生委員審査専門分科会

福祉保健総務課

・民生委員の適否に関する事項

障害者福祉専門分科会

障害福祉課

・身体障害者(児)の福祉に関する事項
・知的障害者(児)の福祉に関する事項

高齢者福祉専門分科会

健康長寿推進課

・高齢者の福祉に関する事項

児童福祉専門分科会

子育て政策課

・児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項

障害者審査部会

障害福祉課

・身体障害者手帳の非該当の審査
・身体障害者手帳の診断書作成医師の審査
・更生医療機関の指定の審査
・特別児童扶養手当等に係る審査請求又は異議申し立てに係る障害者等級の審査

児童福祉施設審査部会

子育て政策課

・保育所の設置認可の審査
・児童福祉施設の事業停止の審査
・無認可児童福祉施設の事業停止、施設閉鎖の審査
・児童福祉施設の最低基準の向上のための勧告

養護母子審査部会

子ども福祉課

・里親、保護受託者の認定の審査
・母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付停止の審査

児童措置審査部会

子ども福祉課

・児童の措置、措置解除、措置変更の審査
・被虐待児の事例の検証及び必要な再発防止策の検討
・被虐待児に対し県が講じた措置の検証

健全育成審査部会

生涯学習課

・有害図書類の審査
・有害刃物類、有害がん具類の審査
・有害広告物の内容変更、撤去措置の審査

○ 社会福祉法 (S26.3.29、法律第45号) (抜粋)

第7条 (地方社会福祉審議会)

社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

第8条 (委員)

地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

第9条 (臨時委員)

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

第10条 (委員長)

地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

第11条 (専門分科会)

地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

第12条 (地方社会福祉審議会に関する特例)

第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

第13条 (政令への委任)

この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 社会福祉法施行令 (S33.6.27、政令第185号) (抜粋)

第2条 (民生委員審査専門分科会)

民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会([法第七条第一項](#)に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。)の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって地方社会福祉審議会の決議とする。

第3条 (審査部会)

地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

○ 山梨県附属機関の設置に関する条例 (S63. 3. 29、条例第3号) (抜粋)

第3条 次の各号に掲げる審議会その他の合議制の機関又は協議会として、当該各号に掲げる附属機関を設置する。

一 略

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七条第一項の審議会その他の合議制の機関 山梨県社会福祉審議会

四～六 略

第4条 (組織)

附属機関は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

- 2 委員は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

別表二 (抜粋)

付属機関	担当事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県社会福祉審議会	社会福祉法第七条第一項及び第十二条第一項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議等に関する事務	50人以内	1 県議会の議員 2 社会福祉事業に従事する者 3 学識経験のある者	3年

山 梨 県 社 会 福 祉 審 議 会 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、山梨県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置)

第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる専門分科会を置き、専門分科会は、委員長から付託を受けて、同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

名 称	調 査 審 議 事 項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項
障害者福祉専門分科会	身体障害者（児）及び知的障害者（児）の福祉に関する事項
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項

- 2 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第3条 障害者福祉専門分科会に障害者審査部会を置き、児童福祉専門分科会に児童福祉施設審査部会、養護母子審査部会、児童措置審査部会及び健全育成審査部会を置く。

- 2 障害者審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を申請する者の障害程度の審査
 - (2) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による身体障害者の診断書を作成する医師の指定に関する審査
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による医療機関のうち、育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に関する審査
 - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第27

条の規定による異議申立て及び第28条の規定による審査請求に係る障害等級の認定に関する審査

- 3 児童福祉施設審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法第35条第6項に規定する保育所の設置の認可に関すること。
 - (2) 児童福祉法第46条第4項に規定する児童福祉施設の事業の停止に関すること。
 - (3) 児童福祉法第59条第5項に規定する無認可児童福祉施設の事業の停止又は施設の閉鎖に関すること。
 - (4) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第3条に規定する児童福祉施設の最低基準の向上のための勧告に関すること。
- 4 養護母子審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4の規定による里親の認定に関する審査
 - (2) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第12条の規定による母子福祉資金の貸付の停止及び第29条において準用する第12条の規定による寡婦福祉資金の貸付の停止に関する審査
- 5 児童措置審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童若しくはその保護者の意向が次の措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるときに当該措置をとること。
 - (ア) 児童福祉法第27条第1項第1号の児童若しくはその保護者に対する訓戒若しくは誓約書の提出の措置、同項第2号の児童若しくはその保護者に対する児童福祉司等の職員による指導若しくは児童家庭支援センター等への指導の委託の措置、同項第3号の児童に対する小規模住居型児童養育事業を行う者等への委託若しくは乳児院等の施設への入所の措置又は同条第2項の指定医療機関への委託の措置
 - (イ) 児童福祉法第27条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更すること。
 - (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について検証を行い、必要な再発防止策を検討すること。
 - (3) 児童福祉法第33条の15第3項の規定に基づき、被措置児童等虐待に対して県が講じた措置
- 6 健全育成審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法第8条第7項の規定による芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦又は勧告に関する審査
 - (2) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和39年山梨県条例第43号）第5条第3項の規定による有害図書類の指定、第5条の3第2項の規定による有害刃物類及び有害がん具類の指定、第6条第3項の規定による有害興行の指定並びに第7条第1項の規定による有害広告物の内容の変更又は撤去等の措置に関する審議
- 7 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、それぞれ障害者福祉専門分科会又は児童

福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

- 8 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 9 部会長は、審査部会の事務を掌理する。
- 10 部会長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

(会議)

第4条 審議会、専門分科会及び審査部会は、委員長が招集する。

- 2 委員長、専門分科会長及び部会長は、それぞれの会議の議長となる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員は、web会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員の間で同時かつ双方向に対話することができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して、会議に出席することができる。
ただし、web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合、当該web会議システムを利用して出席した委員は、音声を送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。
- 4 専門分科会及び審査部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 5 専門分科会及び審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長又は部会長の決するところによる。
- 6 審議会の審議内容は原則として公開とする。ただし、民生委員審査専門分科会及び審査部会の審議内容は非公開とする。

(決議)

第5条 民生委員審査専門分科会及び審査部会は、必要に応じ、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

- 2 専門分科会及び審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、専門分科会長及び部会長は、その結果を委員長に報告するものとする。

(幹事)

第6条 各専門分科会に、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、専門分科会長の名を受け、各専門分科会の会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、山梨県福祉保健部福祉保健総務課において処理する。ただし、障害者福祉専門分科会及び障害者審査部会は山梨県福祉保健部障害福祉課において、高齢者福祉専門分科会は山梨県福祉保健部健康長寿推進課において、児童福祉専門分科会及び児童福祉施設審査部会は山梨県子育て支援局子育て政策課において、養護母子審査部会及び児童措置審査部会は山梨県子育て支援局子ども福祉課において、健全育成審査部会は山梨県教育庁生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成9年8月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年8月2日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月28日から施行する。ただし、第3条第2項の次に1項を加える改正規定（同条第3項第1号に係る部分に限る。）は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月21日から施行する。

山梨県社会福祉審議会専門分科会及び審査部会委員名簿

任期:R3. 8. 1~R6. 7. 31

※五十音順 敬称略

区分	民生委員審査専門分科会	障害者福祉専門分科会	障害者審査部会	高齢者福祉専門分科会	児童福祉専門分科会	児童福祉施設審査部会	養護母子審査部会	児童措置審査部会	健全育成審査部会
	委員氏名	芦澤 敏久	今井 立史	今井 立史	芦澤 敏久	池田 久剛	志村 史哉	磐上 教道	池田 久剛
志村 史哉		風間 祥吾	金山 昇	石井 貴志	井上 貴文	高野 牧子	志村 史哉	亀山 倫世	遠藤 貴美恵
竹内 稔		金山 昇	久保田 正春	金山 昇	磐上 教道	古屋 義博	高野 牧子	志村 祐二	佐野 隆弥
田中 勇		久保田 正春	櫻井 大樹	佐藤 悦子	遠藤 貴美恵	星 亜季菜	田中 ちえ	古屋 義博	進藤 美佳
松木 直美		栗原 信	高原 仁	鈴木 淳郎	亀山 倫世	宮下 久文	樋川 隆	森 稚葉	藤巻 稔
古屋 雅夫		駒谷 治克	嶋山 和男	鷲見 よしみ	佐野 隆弥	森 稚葉	望月 敏子	山角 駿	松下 浩之
堀内 茂		櫻井 大樹	細田 裕治	高橋 篤	志村 史哉		森 稚葉		向野 里子
		佐藤 悦子		田草川 憲男	志村 祐二				
		鷲見 よしみ		竹内 稔	進藤 美佳				
		高原 仁		田中 勇	高野 牧子				
		田中 ちえ		田村 一貴	田中 ちえ				
		奈良 妙子		手塚 司朗	樋川 隆				
		嶋山 和男		福田 六花	藤巻 稔				
		古屋 義博		松木 直美	古屋 義博				
		細田 裕治		堀内 茂	星 亜季菜				
人数		7名	15名	7名	17名	21名	6名	7名	6名
調査審議事項	民生委員の適否に関する事項	身体障害者(児)の福祉に関する事項 知的障害者(児)の福祉に関する事項	身体障害者の障害程度、身体障害者手帳診断書作成医師、更生医療機関の指定等に関する事項	高齢者福祉に関する事項	児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項	・保育所の設置認可の審査 ・児童福祉施設の事業停止の審査 ・無認可児童福祉施設の事業停止、施設閉鎖の審査 ・児童福祉施設の最低基準の向上のための勧告	里親の認定並びに母子・寡婦福祉資金の貸付の停止に関する事項	児童の措置、措置解除、措置変更、被虐待児の事例の検証及び必要な再発防止策の検討、被虐待児童等に対して県が講じた措置	芸能、出版物等の推薦又は勧告に関する審査並びに有害図書類、有害刃物類及び有害玩具類の審査並びに有害広告物の内容変更及び撤去措置に関する事項

山梨県地域福祉支援計画(改定) ~ 安心して自分らしく暮らすことができる社会を目指して ~ 概要

計画改定の趣旨

- ・家族形態の変化や地域における人々のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化
- ・支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域の生活課題を「我が事」として関係機関と連携を図りながら「丸ごと」解決
- ・地域福祉活動を更に推進するとともに、市町村の地域福祉計画の策定・改定を支援

基本目標及び基本的考え方

『安心して自分らしく暮らすことができる社会づくり』

※ 山梨県総合計画 戦略4 政策2 「地域で安心して自分らしく暮らすことができる福祉の充実」と整合

【本県の市町村における地域福祉の推進を支援するための基本方針】

- 市町村や関係機関などと連携し、地域住民が地域の課題に取り組みやすい環境づくりを推進すること
- 地域福祉を支える人材の確保・育成や地域福祉を支える基盤整備などに取り組むこと

1. 計画の位置づけ及び計画期間

- ・社会福祉法第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画
- ・山梨県総合計画の部門計画
- ・「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通の事項」を記載する「上位計画」
※「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(厚生労働省通知)
- ・計画期間:2019年度から2022年度

2. 計画の目的及び役割

- (目的)**
- ・今後ますます進展する少子高齢社会に対応し、福祉分野に関連する計画と整合・連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進する
- (役割)**
- ・福祉以外の分野に関連する計画とも連携し、地域の課題の解決に向け、包括的に展開
 - ・市町村地域福祉計画の実効性の向上を図るため、市町村の地域福祉の支援に関する取組を広域的な観点から支援

3. 地域の現状及び課題

- 1. 人口**
- ・現在の人口は、約81.5万人(2019年3月)
国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年の人口は約64万人
- 2. 出生数**
- ・2017年の出生数は5,705人で、1960年からの約60年間で半数以下まで減少
- 3. 高齢者(65歳以上)の割合**
- ・高齢者の割合は、全国よりも高く、2015年は、28.4%、社人研の推計では、2040年に、41.4%
- (課題)**
- ・過疎化に伴う相互扶助機能の低下により、地域によってはコミュニティを維持することが困難
 - ・少子高齢化により、社会保障制度の維持が困難になることが危惧され、医療・介護・福祉サービスを安定的・持続的に提供するための仕組みづくりが必要
 - ・地域におけるつながりの希薄化や介護、子育て、生活困窮などが複合的に複雑化した課題等への対応が必要

4. 施策体系及び数値目標

施策の柱(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- ① 高齢者福祉の推進**
- ・高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止の推進、認知症施策の総合的な推進など、健康長寿やまなしプランにおける取組を中心に展開する。
(健康長寿の維持向上、地域包括ケアの推進、老人クラブの活動促進、交通事故の防止 など)
- ② 障害者福祉の推進**
- ・相互理解の促進や障害福祉サービスの充実・質の向上、障害者雇用の促進など、やまなし障害児・障害者プランにおける取組を中心に展開する。
(共生社会の実現、雇用の促進、障害の特性等に配慮した訓練の実施、地域移行の促進 など)
- ③ 児童福祉の推進**
- ・地域における子育て支援や子どもの貧困対策、児童虐待の発生子予防など、やまなし子ども・子育て支援プランにおける取組を中心に展開する。
(子育て支援、就学の支援、発達障害者等への支援、児童虐待の防止 など)
- ④ 各福祉分野の連携等の推進**
- ・横断的な取組を推進し、医療や健康づくりとの連携や、生活困窮者対策、ひきこもり支援などに取り組む。
(防災・防犯体制の強化、生活困窮者等への支援、自殺防止対策の推進 など)
- ⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進**
- ・市町村地域福祉計画の策定支援や市町村間におたる広域的な事業などに取り組む。
(医療的ケアを要する障害児(者)への支援、難病・がん患者への支援、DV等被害者への支援 など)

施策の柱(2) 地域福祉を担う人づくり

- ① 地域福祉の担い手の確保**
- ・福祉教育の充実や外国人材の受入促進などに取り組む。
(郷土学習の推進、「外国人材受入・共生ネットワーク会議」の開催 など)
- ② 福祉人材の資質向上**
- ・人材養成研修の充実や知識・技術向上研修の実施などに取り組む。
(介護予防実務者等を対象にした研修、コミュニティソーシャルワーカーの育成 など)
- ③ 多様な主体の活動促進**
- ・NPOとの協働の推進や医療等との連携などに取り組む。
(ボランティアやNPOの活動の活性化、農福連携の推進、医療等との連携 など)

施策の柱(3) 地域福祉を支える基盤づくり

- ① 利用者本位の福祉サービスの充実**
- ・情報提供や利用者を守る体制の構築に取り組む。
(社会福祉法人・施設に対する指導・監査、苦情解決のための助言・相談 など)
- ② 相談体制の強化**
- ・専門相談体制の確保や各種相談窓口の周知などに取り組む。
(若年性認知症に関する相談、外国人の相談、ひきこもり・依存症に関する相談 など)

数値目標 (2019年度 ⇒ 2022年度)

- ▶▶ 地域ケア個別会議実施市町村数
16市町村 ⇒ 27市町村
(2018年度)
- ▶▶ 共生社会に対する県民の認知度
49.6% ⇒ 100%
(2017年度)
- ▶▶ 子どもの貧困対策推進に係る地域ネットワークを構築している市町村数
5市町村 ⇒ 27市町村
- ▶▶ ひきこもりサポーター養成研修実施市町村数
2市 ⇒ 10市町村
(2018年度)
- ▶▶ 改正社会福祉法に基づいた内容で計画を改定した市町村数
0市町村 ⇒ 27市町村
(2018年度)
- ▶▶ 介護職員数
13,029人 ⇒ 13,746人
(2018年度) (2020年度)
- ▶▶ 認知症介護実践研修受講者数
2,076人 ⇒ 2,525人
(2017年度) (2020年度)
- ▶▶ 農業分野での就労に取り組む障害者就労支援施設数
10施設 ⇒ 70施設
(2017年度) (2020年度)
- ▶▶ 福祉サービス第三者評価事業受審施設数
66施設 ⇒ 100施設
(2018年度)
- ▶▶ 生活困窮者自立支援に関する新規相談件数
1,108件 ⇒ 1,200件
(2018年度)

県地域福祉支援計画における数値目標一覧

目標 番号	施策の柱	基本的施策	指標	基準値 (基準年度) A	目標値 (令和4年度) B	現況値 (現況年度) C	進捗率 (%) $\left(\frac{C-A}{B-A} \times 100\right)$
1	(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり	① 高齢者福祉の推進	地域ケア個別会議 実施市町村数	16市町村 (平成30年度)	27市町村	22市町村 (令和2年度)	54.5%
2	(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり	② 障害者福祉の推進	共生社会に対する 県民の認知度	49.6% (平成29年度)	100%	46.9% (令和2年度)	-5.4%
3	(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり	③ 児童福祉の推進	子どもの貧困対策推進に係る 地域ネットワークを 構築している市町村数	5市町村 (令和元年度)	27市町村	20市町村 (令和2年度)	68.2%
4	(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	ひきこもりサポーター 養成研修実施市町村数	2市(累計) (平成30年度)	10市町村	4市町(累計) (令和2年度)	25.0%
5	(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	改正社会福祉法に基づいた内容 で計画を改定した市町村数	0市町村 (平成30年度)	27市町村	10市町村 (令和2年度)	37.0%
6	(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	介護職員数	13,029人 (平成30年度)	13,746人 (令和2年度)	13,689人 (令和元年度)	92.1%
7	(2) 地域福祉を担う人材づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	認知症介護実践研修受講者数	2,076人 (平成29年度)	2,525人 (令和2年度)	2,433人 (令和2年度)	79.5%
8	(2) 地域福祉を担う人材づくり	⑧ 多様な主体の活動促進	農業分野での就労に取り組む 障害者就労支援施設数	10施設 (平成29年度)	70施設 (令和2年度)	74施設 (令和2年度)	106.7%
9	(3) 地域福祉を支える基盤づくり	⑨ 利用者本位の福祉サービスの充実	福祉サービス第三者評価事業 受審施設数	66施設 (平成30年度)	100施設	68施設 (令和2年度)	5.9%
10	(3) 地域福祉を支える基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	生活困窮者自立支援に関する 新規相談件数	1,108件 (平成30年度)	1,200件	1,685件 (令和2年度)	627.1%

県地域福祉支援計画における具体的な取組一覧

資料2-3

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
1	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	地域包括ケア推進協議会運営事業	地域包括ケアシステムを推進するため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者で構成する協議会を開催し、県の施策や取組について検討します。	第8期介護保険事業支援計画策定のため、地域包括ケア推進会議を計3回開催した。 第1回：R2.7.27 第2回：R2.12.24 第3回：R3.3.16	1,598	第8期介護保険事業支援計画の実行管理、進捗管理等のため、地域包括ケア推進会議を開催予定。
2	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	①地域包括支援センター職員研修事業 ②リハビリテーション専門職等介護予防事業活用支援事業	地域包括支援センターの機能強化を図るため、センター職員の研修や、地域ケア個別会議における助言者の養成研修を実施するなど、市町村の個別の取り組みへの支援を進めます。	○地域包括支援センター職員研修(新任者1回)受講者34人 ○地域包括支援センター職員研修(現任者1回)受講者60人 ○いきいき百歳体操や地域ケア会議、介護予防教室等にリハ職派遣 5市町へ58回 ○リハビリテーション職等の養成者研修会を開催 ・地域ケア個別会議における助言者養成研修会 受講者：46名 ・住宅環境における指導者養成研修会	954	○地域包括支援センター職員研修(新任者) 7月20日、8月5日、8月18日 ○地域包括支援センター職員研修(現任者) 開催予定 ○いきいき百歳体操や地域ケア会議等にリハ職派遣 ○リハビリテーション職等の養成研修を実施予定(委託)
3	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	介護保険サービス利用者負担軽減対策費	低所得者に対する利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人に対する助成などにより、介護保険サービスに係る低所得者等の利用者負担額の軽減等を図ります。	○助成実績のある24市町村に対して助成 ○助成額 21,889千円	23,652	低所得者に対する利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人に対する助成などにより、介護保険サービスに係る低所得者等の利用者負担額の軽減等を図る。
4	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	地域包括ケア推進協議会・介護予防リハビリテーション促進部会事業	健康長寿の一層の維持・向上を図るため、関係団体や有識者、市町村等で構成する協議会を開催し、地域リハビリテーションの体制づくりなどの検討を進めます。	※他事業(地域包括ケア推進会議)に統合	—	—
5	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	①リハビリテーション専門職等介護予防事業活用支援事業 ②リハビリテーション推進事業	いきいき百歳体操等を活用した地域における住民主体の体操・運動等の通いの場の立ち上げを支援し、地域づくりによる介護予防の取り組みを推進します。	OPT・OT・STバンクを活用し、地域密着アドバイザーを派遣 ○立ち上げ支援や継続支援(評価、世話人交流会など)を実施 ○いきいき百歳体操実績 令和2年度 15市町村211箇所 ○介護予防・リハビリテーションのつどい、通いの場の交流大会を開催 参加者：164名	1,177	OPT・OT・STバンクを活用し、地域密着アドバイザーを派遣 ○立ち上げ支援や継続支援(評価、世話人交流会など)を実施 ○通いの場を継続していくため、市町村を越えた情報交換の場とした研修会や相談会を開催(介護予防・リハビリテーションのつどいと同日で実施) ○市町村担当者を対象とした研修会を開
6	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	認知症高齢者見守り体制の構築	認知症高齢者等が外出したまま行方不明になることを防ぐため、各市町村における高齢者徘徊・見守りSOSネットワークの設置への支援など、市町村と連携して地域における認知症高齢者見守り体制の構築を	○市町村と連携して地域における認知症高齢者の見守り体制の充実に向けて、優良事例等の情報提供や助言等の支援を行った。	0	○認知症高齢者の見守り体制の更なる充実に向けて、市町村に対し助言等の支援を行っていく。
7	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	民生委員費(民生委員・児童委員研修事業費)	地域の一人暮らしの高齢者等に対して、身近な民生委員・児童委員による見守り活動を推進します。	民生委員児童委員会長・副会長研修会 184名 主任児童委員研修会 131名 中堅民生委員・児童委員研修会 110名	1,227	○主任児童委員研修会 ○中堅民生委員・児童委員研修会 ○民生委員児童委員会長・副会長研修会
8	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	認知症サポーターキャラバン	認知症を正しく理解し認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターやその講師役であるキャラバンメイトを養成し、認知症高齢者やその家族の支援を進めます。	○認知症キャラバン・メイト養成講座 ※R2は新型コロナのため中止	0	○認知症キャラバン・メイト養成講座 国中、郡内で各1回開催予定

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
9	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	①市町村認知症連絡会事業 ②認知症初期集中支援チーム員研修事業 ③認知症地域支援推進員研修事業費 ④リハビリテーション専門職等介護予防事業活用支援事業(POSバンク) ⑤リハビリテーション推進事業	認知症対策を総合的、効果的に推進するため、住民主体の介護予防(100歳体操)の促進や、市町村が行う認知症初期集中支援チームの機能向上など、早期診断・対応体制等の医療・介護サービスの整備に向けて取り組みます。	①市町村認知症連絡会・研修会 参加者:73名 ②認知症初期集中支援チーム員研修 修了者数:1名 ③認知症地域支援推進員研修 修了者:コロナのため中止 【再掲】 ④PT・OT・STバンクを活用し、地域密着アドバイザーを派遣 ④立ち上げ支援や継続支援(評価、世話人交流会など)を実施 ④いきいき百歳体操実績 令和2年度 15市町村211箇所 ⑤介護予防・リハビリテーションのつどい、通いの場の交流大会を開催 参加者:164名	3,715	①やまなしチームオレンジ推進事業として新規事業へ展開 ②認知症初期集中支援チーム員研修の実施予定 ③認知症地域支援推進員研修の実施 【再掲】 ④PT・OT・STバンクを活用し、地域密着アドバイザーを派遣 ④立ち上げ支援や継続支援(評価、世話人交流会など)を実施 ⑤通いの場を継続していくため、市町村を越えた情報交換の場とした研修会や相談会を開催(介護予防・リハビリテーションのつどいと同一日で実施) ・市町村担当者を対象とした研修会を開催
10	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	若年性認知症施策総合推進事業	事業者や産業医に対し、若年性認知症に関する就労上の配慮等を含む必要な知識等の普及・啓発を行います。	○若年性認知症相談支援センターを設置し、若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援(随時)や、交流会(4回、参加者18名)の開催、リーフレット等による普及啓発を行った。	5,556	○若年性認知症相談支援センターによる相談支援や交流会等によるピアサポート、就労や障害等関係機関との連携を推進する。
11	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	長寿やまなし振興事業	高齢者を中心に各世代が集ういきいき山梨ねんりんピックを開催し、相互理解を深めるとともに、高齢者の社会活動への参加の促進を図ります。	<シルバー作品展・俳句大会> 山梨県立図書館にて審査会のみ実施 (R2.6.26~6.29) ・作品展出展点数:218点 ・俳句大会投句数:831句 <いきいき山梨ねんりんピック> R2は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止。	18,907	高齢者の生きがいや健康づくりを支援する各種事業を開催し、高齢者の社会活動への参加の促進を図る。
12	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進		社会福祉協議会がコーディネートや支援する「ふれあいいきいきサロン」活動を推進し、高齢者が地域でいきいきと暮らすことができる環境を整えます。	年間を通じて、市町村社会福祉協議会等において、「ふれあいいきいきサロン」を実施	0	昨年度に引き続き、年間を通じて実施していく。
13	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	ことぶきマスター制度推進事業	長年の経験によって培われた知識や技能等を持つ60歳以上の個人・グループをことぶきマスターとして認定し、地域や施設の行事等で活動してもらう制度を推進します。	ことぶきマスター認定証交付式 コロナのため中止 新規認定数 個人:9名 グループ:1団体 人材バンク派遣実績:12件	148	知識や技能、生活の知恵を有する高齢者に対しことぶきマスター認定を行い、高齢者の社会活動を促す。
14	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	(R1まで)生涯現役促進地域連携事業(国の委託事業) (R2以降)シニア世代就労推進事業(県事業)、生涯現役促進地域連携事業(国の委託事業)	高齢者及び企業向けの意識改革を目的としたセミナーの開催や、企業開拓員による企業訪問、重点5分野における就業モデル構築などを通し、高齢者の雇用、就業機会の拡大を図る。	(県事業) ・就労セミナー4回開催(101人参加) ・シニアインターンシップ事業実施(19社、77人参加) ・市町村との連携会議開催(書面開催) (国委託事業) ・リーフレット作成(5,000部) ・ホームページ運営(閲覧2,807件) ・からだ測定会4回開催(66人参加) ・就労相談事業実施(405件) ・企業訪問実施(151社) ・企業向けセミナー開催(17社参加) ・合同就職面接会開催(29社、86人参加)	1,435 (県事業分)	(県事業) ・就労セミナー4回開催 ・シニアインターンシップ事業実施 ・市町村との連携会議開催 (国委託事業) ・リーフレット作成 ・ホームページ運営 ・からだ測定会4回開催 ・就労相談事業実施 ・企業訪問実施 ・企業向けセミナー開催 ・合同就職面接会開催

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
15	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	シニア世代就農促進事業費補助金	新規就農者を確保するため、県内外のシニア世代を対象にした就農研修等の取り組みに補助する。 補助金交付先：(公財)山梨県農業振興公社	実績額：2,815千円 農業技術研修 ・研修者数 ブドウ25名、モモ12名、ナス9名、トマト6名、計52名	2,948	農業技術研修 ・研修コース 5コース モモ、生食用ブドウ、生食用+醸造用ブドウ、ナス、トマト ・定員 各コース10名 計50名
16	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	山梨県老人クラブ等活動推進員設置事業等	高齢社会における生きがいづくり、健康づくりを進めるため、重要な役割を担う老人クラブの活動に対して助成します。	単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、山梨県老人クラブ連合会に対し補助金を交付	40,709	高齢者の生きがいや健康作りのため、引き続き老人クラブ活動が円滑に行われるよう助成を行う。
17	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	百歳長寿褒状贈呈事業	高齢者を敬い百歳の長寿を祝福するため、県民を代表して知事から褒状を贈呈し、敬老思想の高揚を図ります。	県内新百歳高齢者数 409名 県内百歳以上高齢者数 781名 新百歳高齢者に対し祝品を贈呈 ※最高齢者は昨年度から変更ないため、要綱通り祝品は贈呈せず。	1,919	百歳を迎える高齢者及び最高齢者に対し長寿をお祝いするとともに、県民の敬老思想の高揚を図る。
18	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	木造住宅耐震改修事業費	県の要綱により65歳以上の高齢者世帯に対して、所有する木造住宅の耐震化に対する補助。(令和2年度まで)	補助件数 5件 補助金交付額 2,000千円	—	(令和3年度から補助制度を見直し、すべての世帯を対象に同じ補助限度額としたため、高齢者世帯のみに対する割増補助は終了)
19	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進費	高齢者居住の安定確保を図るため、既に認定された高齢者向け民間賃貸住宅の家賃補助。(最長で令和8年度末まで) 《注意》補助対象となる高齢者は、基準時に入居している者に限る。(現在44名おり、今後、増やす予定なし)	補助対象者数 34人 補助金交付額 7,401千円	7,221	補助対象者29人に対する家賃補助を実施する予定
20	①地域づくり	① 高齢者福祉の推進	高齢者の交通事故防止対策の推進	高齢者世帯への戸別訪問等を通じて、高齢者やその家族に対し、交通事故分析に基づく交通安全教育を推進するとともに、運転免許自主返納制度の周知を図り、高齢者の交通事故防止対策を推進します。	令和2年中の高齢者事故発生件数796件(前年比-249件)	613	内容や方法を創意工夫した交通安全教育や情報発信等の高齢者交通事故防止対策を推進する。
21	①地域づくり	② 障害者福祉の推進	・障害者週間普及・啓発事業費 ・障害者幸住社会推進事業費	障害を理由とする差別の解消や社会的障壁を取り除くために合理的な配慮等を行うことにより、障害の有無に関わらず、お互いに尊重し安心して暮らせる共生社会の実現を図ります。	・障害者の主張大会の開催(12/9) ・障害者差別地域相談員への研修実施(全体研修1回・圏域別研修各1回) ・障害者差別解消推進員の設置(常勤・非常勤：各1名) ・障害者差別解消支援ネットワーク会議の設置・運営(1回)	3,517	・障害者の主張大会の開催(12/8) ・心のバリアフリー推進ポスター・標語優秀作品表彰(12/8) ・障害者差別地域相談員への研修実施(全体研修2回・圏域別研修各1回) ・障害者差別解消推進員の設置(常勤・非常勤：各1名) ・障害者差別解消支援ネットワーク会議の設置・運営(年2回)
22	①地域づくり	② 障害者福祉の推進	心のバリアフリー推進事業(やまなし心のバリアフリー宣言事業所)	障害者に理解や配慮のある事業所を「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」として登録し、その取組をホームページ等で広く県民に周知するとともに、県から合理的配慮の提供事例などの障害者差別解消に関する情報を随時提供する。	・福祉マップやまなしに登録のある事業所あて登録依頼の通知送付 ・事業者集団指導における説明資料を県ホームページに掲載	0	・未登録の事業所あて登録依頼の通知等送付 ・事業者集団指導における説明資料を県ホームページに掲載
23	①地域づくり	② 障害者福祉の推進	心のバリアフリー推進事業(やまなし福祉マップ)	官公庁施設、病院、文化施設、物品販売施設、公園など、障害者の生活に関わりの深い施設のバリアフリー情報をホームページで提供する。	・登録のある施設について、情報の更新を実施	0	・未登録の事業所あて登録依頼の通知等送付 ・事業者集団指導における説明資料を県ホームページに掲載
24	①地域づくり	② 障害者福祉の推進	なし(ヘルプマーク)	ヘルプマークは、携行することで周囲の支援や配慮を受けやすくするもので、平成29年7月にJISの図記号として登録され、民間での活用が容易になったことから、ホームページ等において周知を図っている。	・各種イベントにおける啓発チラシの配布 3,300枚 ・総合的な学習の時間などにおけるガイドブックを県下の小学校3年生へ配布	0	・各種イベントにおける啓発チラシの配布 ・市町村と連携したヘルプマーク周知活動の実施

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
25	①地域づくり	② 障害者福祉の推進	・スポーツ指導者派遣事業費	障害のある人を対象とした文化・スポーツ活動などの支援を行うことで社会参加活動を促進します。	スポーツ交流教室 10回 障害者スポーツ指導員養成研修 初級受講者19人 スポーツ指導者派遣のべ48人	1,042	・スポーツ交流教室 20回 (4圏域での開催16回、イベントでの開催4回) ・初級障害者スポーツ指導員養成講習会の開催 ・中級・上級スポーツ指導員養成講習会(中央研修)への派遣 ・スポーツ指導者派遣55人
	①地域づくり	② 障害者福祉の推進	・ふれあい創作活動支援事業費	障害のある人を対象とした文化・スポーツ活動などの支援を行うことで社会参加活動を促進します。	派遣回数 36回 受講者数 198名	456	在宅の障害者を対象に、絵画、陶芸、手芸等の創作活動を支援する指導者を養成、派遣し、文化芸術活動の活性化を図
26	①地域づくり	② 障害者福祉の推進	東京オリンピック・パラリンピック総合推進事業費(パラリンピック競技体験)	東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、パラリンピック競技体験(ボッチャ、車イスバスケットボール)を大規模イベント等で実施する。	取組なし	0千円	取組予定なし
27 (28) (29)	①地域づくり	② 障害者福祉の推進	(1) 障害者能力開発費 ①障害者職業能力開発事業費 ②障害者の態様に応じた委託訓練事業費 ③障害者就職支援コーディネーター設置事業費 (2) 身体障害者等援助費 ①障害者職業能力開発校入校奨励事業費 (3) 障害者雇用対策費 ①障害者職業能力検定	(障害者雇用の促進) (1) 障害者の社会参加や自立を促し、障害者の雇用を促進するため、障害者の特性等に配慮した訓練を実施する。 (2) ①県外の障害者職業能力開発校に入校した者に対し奨励金を支給する。 (3) ①障害者職業能力検定:客観的な評価基準を定め個々の技能レベルを認定し、企業への円滑な就労を促進する。 ・検定種目は、基礎検定2種(接客サービス検定、事務アシスタント検定)、専門職種検定3種(ビルクリーニング検定、食品加工検定、農業生産検定)を実施する。	(1) 総合実務科8名、委託訓練7コース32名が訓練を受講し、総合実務科2名、委託訓練9名が就職 (2) 県外の障害者職業能力開発校(本県になし)へ入校した1名に入校者奨励金支給した。 (3) 受験者数【接客サービス検定19名、事務アシスタント検定46名、ビルクリーニング検定(清掃基本作業)58名、ビルクリーニング検定(上級4種)35名、食品加工検定(食品基本作業)20名、農業生産検定(農業基本作業)35名】	(1) 45,038 (2) 120 (3) 1,911	(1) 総合実務科20名、委託訓練10コース63名の定員で訓練を実施予定 (2) 県外の障害者職業能力開発校に入校見込者数3名 (3) 基礎検定2種(接客サービス検定、事務アシスタント検定)、専門職種検定3種(ビルクリーニング検定、食品加工検定、農業生産検定)を実施予定
30	①地域づくり	② 障害者福祉の推進	障害者就業・生活支援センター事業費	障害者就業・生活支援センターを中核に、障害福祉サービス事業所やハローワーク等を活用し、地域における障害者雇用・就労支援施策の充実を図ります。	障害者就業・生活支援センター(4カ所) 登録者数 1,875人	25,004	障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の就業生活における自立を図る。
31	①地域づくり	② 障害者福祉の推進	「県版障害者ジョブコーチ」派遣事業	障害者の就労を促進するため、県が養成した「ジョブコーチ」を障害者や企業の求めに応じて派遣し、就労定着を図れるよう支援します。	ジョブコーチ派遣 支援対象者 10人 派遣回数 84回	675	ジョブコーチを障害者本人や企業等からの要請に応じて派遣し、障害者の就業、職場定着などの就労支援を図る。
32	①地域づくり	② 障害者福祉の推進	心のバリアフリー推進事業(やまなし思いやりパーキング)	公共施設等において、車いす利用者用駐車施設を障害者等が適正に利用できるよう、おもいやりパーキングを推進する。	障害者差別地域相談員、障害者差別解消支援ネットワーク会議構成員他関係機関へ事業への協力依頼(チラシ配布等)	0	・障害者差別地域相談員、障害者差別解消支援ネットワーク会議構成員他関係機関へ事業への協力依頼(チラシ配布等) ・事業者集団指導における説明の実施または資料配付 ・県と事業者との包括連携協定を活用した協力事業所の登録推進
33	①地域づくり	② 障害者福祉の推進	・自動車税等の減免 ・福祉タクシーシステム事業費補助金 ・心身障害者自動車燃料費助成費	自動車税、軽自動車税等の減免及びタクシー運賃、自動車燃料費等の補助により、障害者の移動を支援します。	タクシー運賃補助 県全体 7,918千円 燃料費補助 県全体 53,606千円	(タクシー運賃補助) 10,378 (燃料費補助) 58,404	自動車税、軽自動車税等の減免及びタクシー運賃、自動車燃料費等の補助により、障害者の移動を支援する。

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
34 (35)	①地域づくり	② 障害者福祉の推進	精神障害者地域移行支援特別対策事業費	精神障害のある人が地域社会の一員として生活するために、医療機関と障害福祉サービス事業者との連携を推進します。障害のある人が障害のある人を支援するピアサポーターの活動を支援することにより、精神障害のある人の地域生活へ踏み出す機会を創出していきます。	・地域援助事業者養成に係る研修を1回開催。 ・県内5つの圏域(甲府、峡北峡中、峡南、峡東、富士東部)の障害福祉サービス事業者と連携し、ピアサポーターの活動を支援。	3,608	・ピアサポーター養成指導者のための研修を1回実施予定。 ・県内5つの圏域(甲府、峡北峡中、峡南、峡東、富士東部)の障害福祉サービス事業者と連携して、ピアサポーターの活動を支援。
36	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	地域子ども・子育て支援事業費補助金	子育て中の親子の交流の場や子育て関連情報の提供、育児不安解消のための相談指導などを行う地域子育て支援拠点の充実を図ります。	事業実施市町村に対し事業に要する経費の助成を行った。 69箇所 20市町村	162,425	事業実施市町村に対し事業に要する経費を助成する。
37	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	地域子ども・子育て支援事業費補助金	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる一時預かり事業や、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動を調整するファミリー・サポート・センター事業を行い、子育て支援体制の充実を	事業実施市町村に対し事業に要する経費の助成を行った。 ファミリー・サポート・センター 16市町村 一時預かり 一般型38箇所 11市町村 幼稚園型34箇所10市町村	78,428	事業実施市町村に対し事業に要する経費を助成する。
38	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	子育て支援人材育成強化事業費	地域における子育て支援の取り組みを促進するため、子育て支援団体相互の協働・連携を強化し、子育て支援者間のネットワークづくりを行う。	子育て支援者等を対象としたオンラインセミナーを開催した。 セミナー1回 参加者248人	542	子育て支援者等を対象とした交流セミナーを開催する。
39	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	やまなし子育て安心保育推進事業費	子どもが病気の時、保護者が勤務等の都合により自ら看護を行うことが困難な場合、一時的に子どもを預けられる施設の普及を図ります。	体調不良児型保育の質の向上を図るため、病児保育の現場で必要となる知識・技能を身につけるための研修を開催した。 1回 参加者62人	81	看護師等を対象とした研修会を開催する。 ※R3から「子育て支援人材育成強化事業
40	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	産前産後ケアセンター事業	産前産後の母親の不安や悩みを軽減するため、産前産後ケアセンターが実施する宿泊型産後ケアを支援し、通年の24時間電話相談を実施するとともに、新たに心理職を配置することで妊産婦の心のケアの強化を図り、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。	・産後間もない母親を対象とした宿泊型産後ケア事業利用料の補助を市町村と共に行う。 281組 延673泊 ・産前産後電話相談事業 相談件数865件 ・心理職による「妊産婦こころの相談事業」相談件数32件	36,464	引き続き、利用促進のための支援等を行い、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図る。
41	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	放課後こども総合プラン推進事業	地域社会の中で、放課後に子ども達の安全で健やかな居場所づくりを推進し、子ども達の放課後の安全と、生活の場、学びの場、体験の場、交流の場を提供しています。	指導者のスキルアップ、子どもたちの安心・安全な居場所づくりに寄与した。児童クラブとの連携、一体化に向けて情報の共有が図られた。 市町村担当者会(感染症予防のため中止) 指導者研修会 年4回 放課後子ども教室視察(感染症予防のため)	30,271	子どもたちの安心・安全な居場所づくりを確保するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供して健全な育成を行う放課後児童クラブの充実を図るとともに、地域住民と共に多様な体験・活動・学習の機会を提供する放課後子供教室の推進を図る。
42	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	児童厚生施設等整備費補助金	放課後の児童に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブ等の整備を促進します。	放課後児童クラブ等の改築及び創設を行う市町村に対して整備経費の助成を行った。	46,222	放課後児童クラブ等の改築及び創設を行う市町村に対して整備経費を助成する。
43	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	子どもの心のケアに係る総合拠点整備事業費	発達障害等に係る支援体制の強化を図るため、子どもの心のケアに係る総合拠点を整備します。	子どものサポートプラザを4月に開設。各所属の機能連携や一体的な整備によるメリットを生かした効果の高い医療・支援の提供にむけ4つの所属からなる連携推進会議を設置。会議実績4回。 具体的な検討、協議等のため連携チームを設置。会議実績10回。	72,155	プラザの連携強化を図るため、センター長を設置。専門的な医療の提供及び相談や心理ケア、学校教育などの総合的な支援を行うことができるようサポートプラザを一体的に運営する。
44	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	こころの発達総合支援センター運営費	心のケアが必要な子どもやその親を支援するため、児童精神科医等による診療及び通所リハビリの実施等を行います。	児童精神科医等による診療及び通所リハビリを実施した。 診療 2,456件 うちショートケア 62件	52,341	児童精神科医等による診療及び通所リハビリを実施する。

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
45	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	発達障害者支援センター費	発達障害者が円滑な社会生活を営めるよう、専門職員による相談等の支援事業を実施します。	専門職員による相談や関係機関等との連絡、調整、指導等を行い、発達障害者の支援を行った。 相談 4,299件 うち関係者コンサルテーション 450件	10,592	専門職員による相談や関係機関等との連絡、調整、指導等を行い、発達障害者を支援する。
46	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	子どもの心の診療ネットワーク事業費	心に問題を抱えた子どもへの医療体制の充実を図るため、診療体制の強化、地域支援体制の構築、医療・保健・福祉等関係者の資質向上に向けた取組を実施します。	児童思春期等の専門医療機関と連携し、医療関係者の研修事業や普及啓発・情報提供等を行った。 後期臨床研修医の指導2人 診療関係者の研修 6回	8,282	児童思春期等の専門医療機関と連携し、医療関係者の研修事業や普及啓発・情報提供等を行うとともに、拠点4病院、小児科医、精神科医等医療機関を中心に、医療体制等について協議する。
47	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	子どもの学習支援事業費	高校進学率の向上や中退率の低下を目指し、町村部の生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもたちに、高校受験のための進学支援や、学校の勉強の復習など学習支援を実施するとともに、子どもが安心して通える居場所を提供する。	株式会社トライグループに委託し、学習支援を行った。 実施町村数：9町村 支援生徒数：65人	12,586	株式会社トライグループに委託し9町村で実施(令和3年6月24日以降。各町村原則週1回実施、令和4年3月末まで実施予定)申込者数：69人
48	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	定時制課程等修学奨励費	定時制、通信制課程に在学する生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対して貸し付けを行う。	貸与人員19名 貸与総額3,192,000 貸与月額 14,000円	3,696	家庭の経済状況にかかわらず、高校生等が安心して教育を受けられるよう制度の周知を図る中で支援する。
49	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	公立高等学校就学支援金	家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、高校生等に対し公立高校授業料相当額等を助成する。	支給額1,611,468,113円 支給対象者14,166人	1,604,844	家庭の経済状況にかかわらず、高校生等が安心して教育を受けられるよう制度の周知を図る中で支援する。
50	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	公立高等学校等入学準備サポート事業費	経済的に余裕のない世帯の高等学校等入学に要する費用負担の軽減を図るため、国の奨学給付金に加え県単独で給付金を支給	支給額19,650,000円 支給対象者393人	24,450	家庭の経済状況にかかわらず、高校生等が安心して教育を受けられるよう制度の周知を図る中で支援する。
51	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	特別支援学校児童生徒就学奨励費	特別支援学校児童生徒の保護者に対し、通学費用や給食費等を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	特別支援学校児童生徒の保護者(869人)に対し、76,691千円を支給し、経済的負担の軽減を図った。	129,658	特別支援学校に就学する幼児・児童または生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学校への就学のため必要な経費の一部を援助することにより、特別支援教育の普及奨励を図る。
52	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金	児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者または大学等へ進学した者のうち、住居や生活費などの安定した生活基盤の確保が困難な状況が見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うこと、就職に必要な資格取得の費用を貸し付けることにより、自立の実現を支援する。	施設退所者に対し、必要な費用を貸し付けた。 生活支援費12人 7,900千円 家賃支援費13人 5,448千円 資格取得支援費4人977千円	2,596	施設退所者に対し、家賃相当額や資格取得費用等を貸し付けることにより、社会的自立の実現を支援する。
53	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	生活保護(進学準備給付金)	生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付します。	支給額300千円	600	中学生や高校生の生徒がいる被保護世帯に対し、家庭訪問などを通じ、進学準備給付金の支給制度の周知を図っていく。
54	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	児童虐待相談担当者研修会開催事業費	児童虐待の予防、早期発見・早期対応等のために、児童相談所、市町村や警察等の相談・支援体制の充実、連携を図るとともに、虐待防止の啓発を進めます。	11月の児童虐待防止月間にオレンジリボンキャンペーンを実施した ・啓発物品の配布 ・オレンジリボン講演会(オンライン：参加者150人)	151	11月の虐待防止推進月間に、関係機関の担当者及び一般県民に対し、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に資することを目的とした講演会を開催。また、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を実施す
55	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	家庭的環境の整備	虐待により家庭と子どもを分離する場合は、子どもが生活する場として、家庭と同様の養育環境(養子縁組や里親等)を優先する体制を強化します。	10月の里親月間に、啓発リーフレットを配布 里親及び里親希望者に対して研修を行った。 基礎研修、登録前・更新研修 課題別研修：参加者45人 里親委託等推進員を配置し、子どもに適合する里親等の選定や里親支援を行っ	29,996	家庭と同様の養育環境を目指し、里親への啓発活動を実施し、里親希望者に研修等を行い、里親登録の手続きを行う。また、里親包括支援機関に里親のリクルート及びアセスメント、里親への研修、マッチングなどの業務を委託し、里親委託を推進する体制を整える。

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
56	①地域づくり	③ 児童福祉の推進	母子・父子自立支援員設置	ひとり親家庭の親が安定した生活ができ、安心して子育てができるよう母子家庭等自立支援給付金事業などの自立支援制度の周知や母子・父子自立支援員等による相談・支援を行い、自立に向けて支援するとともに、養育費の確保及び面会交流に関する取り決めについて推進します。	高等職業訓練促進給付金46件 高等職業訓練修了支援給付金15件 自立支援教育訓練給付金15件 母子・父子自立支援員相談受案件数1,786件 特別相談事業相談件数20件	39,728	母子家庭等自立支援給付金事業などの自立支援制度の周知や母子・父子自立支援員等による相談・支援を行うとともに、弁護士の個別相談による養育費の取り決め支援を行います。
57	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成・運用	「山梨県ウェブアクセシビリティ方針」等を踏まえ、障害のある方や高齢者、外国人などにも使いやすくなるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成しています。	ホームページ管理者として、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページづくりに取り組むことはもとより、庁内各所属でホームページを編集するにあたって配慮が行われるよう、ホームページ研修の際に、具体例も示しながら配慮を求めている。なお、令和2年度のホームページ研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止したが、研修資料を庁内イントラネットの掲示板へ掲載することで周知を図った。	0	ホームページ管理者として、引き続きウェブアクセシビリティに配慮したホームページづくりに取り組む。ホームページ研修は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年度も開催を中止するが、研修動画を作成し、具体的な留意意向も示しながら、ウェブアクセシビリティの配慮について周知を図る。
58	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	社会福祉大会負担金	社会福祉活動への理解・関心を促すため、社会福祉関係者が一堂に会する山梨県社会福祉大会の開催を支援し、社会福祉の向上を図ります。	開催日：令和2年11月26日 知事表彰：個人96、団体14	100	県内社会福祉関係者が一堂に会し、これからの社会福祉の推進方策を探るとともに、社会福祉の発展に功績のあった個人・団体の表彰を行い、感謝の意を表す
59	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	ユニバーサルデザイン普及促進事業	ユニバーサルデザインに関するセミナーなどの啓発イベントの開催等を通して、年齢、国籍、身体的な状況などを問わず、すべての人が人格と個性を尊重され、快適で安全に暮らせるよう、まちづくりやものづくり、サービスなどにあらかじめ配慮するユニバーサルデザインの考え方の普及啓発	基本指針に基づく各所属の取り組み状況の把握	0	基本指針に基づく各所属の取り組み状況の把握
60	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	小地域課題解決事業	地域生活の課題を住民自ら解決するため、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、地域住民と福祉関係者によるネットワーク化を図り、関係者が一体となった生活課題の解決のための体制づくりを進めます。	○社協活動基盤強化研修 開催日：令和3年2月10日 参加者：21人(12市町村) 内容：講義、演習等 ○社協活動実践研修 開催日：令和3年2月24日 参加者：14人(10市町村) 内容：講義、演習等	239	制度の公的サービスだけでは対応できない様々な生活課題可決のため、地域福祉活動の実践力の向上を図り、問題解決に向け取り組むことができる人材の養成を図る。
61	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	地域福祉活動補助金	民間団体の広域的な保健活動や福祉活動に助成を行うことにより、地域福祉の向上を図るとともに、児童の自立を支援します。	○地域福祉活動支援事業 1件、212千円 ○措置児童自立支援事業 20人、400千円	2,800	○民間社会福祉団体の在宅福祉等の普及・向上、ボランティア活動の活発化等の契機とし、民間活動の振興を図ることで、地域の特性に応じた地域福祉の向上を図る ○措置解除児童の新生活開始に伴う支援
62	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	共同募金事業	共同募金や歳末たすけあい募金を実施し、その寄付金を社会福祉事業者等へ配分することにより、地域福祉の推進を図ります。	○共同募金 10月1日～3月31日 ○歳末たすけあい募金 12月1日～12月31日 ○募金額 156,504,593円(令和2年度)	0	民間社会福祉事業の経済的基礎を確立するため、共同募金等の実施に協力する。
63	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	民生委員費(地区民生委員協議会活動費交付金)	民生委員・児童委員活動保険への加入により、民生委員・児童委員が安心して活動できる環境を確保します。	民生委員・児童委員計2,078人分の活動費を交付	11,792	地区民生委員・児童委員協議会が行う研修、資料作成、連絡調整等のため、活動費を交付する。

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
64	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	地域ボランティアネットワーク事業	市町村社会福祉協議会職員を対象に、平常時のみならず災害時のコーディネート力や支援活動の企画力・実践力を身につけるための研修会を実施し、市町村ボランティアセンターの機能向上を図るとともに、横断的な活動を促進します。	研修会3回開催(うち1回は書面開催)延べ36名、34市町村が参加 16団体から情報提供あり	226	実践事例などを基にした事例検討会などの研修会を3回開催
65	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	県政出張講座	県が重点的に取り組む施策や、県民の関心が高いテーマを用意し、県民からの申込みを受け、職員が地域の集会、学習会等に出向き説明するとともに、参加者との意見交換を行います。	174テーマを用意し、講座を36回開催(参加人数合計:1,730人)	205	・186テーマを用意 ・リーフレット、HP等により周知
66	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	愛育会の活動支援 ・母子保健地域組織 育成事業費	母と子の健康づくりを推進するため、母子保健に関する情報提供や教育研修などを通じて、愛育会が行う乳幼児の事故防止や乳幼児健診への協力などの活動を支援します。	役員会、理事会、研修会等において母子保健に関する情報提供や助言等により、活動を支援した。 ・役員会8回・理事会3回 ・研修会1回	538	引き続き、会の運営に関する会議や研修会等を通じて、母子保健に関する情報提供や助言等により、活動を支援する。
67	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	依存症対策推進事業費 (依存症連携会議)	県立精神保健福祉センターや保健所、市町村、医療機関において、アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症関連問題に取り組む自助グループを地域の社会資源として活用し、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たすことができるよう、連携を図ります。	・依存症連携会議を1回開催。 ・ギャンブル等依存症対策懇談会を2回開催(1回は書面開催)。	206	・依存症専門医療機関、自助グループ等を構成員とした会議を開催し、各機関の相互連携を図る。1回開催予定。
68	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	民生委員費	市町村が作成する避難行動要支援者名簿(台帳)を活用することにより、地域住民に身近な民生委員・児童委員が、災害時に避難行動要支援者の支援を行うことができる体制整備を促進します。	民生委員児童委員会長・副会長研修会184名 主任児童委員研修会131名 中堅民生委員・児童委員研修会110名	1,227	○主任児童委員研修会 ○中堅民生委員・児童委員研修会 ○民生委員児童委員会長・副会長研修会
69	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	災害時要援護者支援対策事業	災害時における要配慮者と地域住民、行政機関や関係団体等が連携し、避難誘導・福祉避難所設置訓練を行い、避難行動要支援者支援対策の推進を図ります。	※新型コロナのため中止	211	福祉避難所設置・運営者研修を1回開催予定
70	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	災害ボランティアセンター設置運営研修会及び災害ボランティア育成研修会	災害ボランティアセンターの機能強化の推進や防災意識の向上を図るため、災害ボランティアセンター設置運営研修会や災害ボランティア育成研修会を行います。	○災害ボランティアセンター設置運営研修会 参加者延べ86名 ○災害ボランティア育成研修会 参加者40名	322	○災害ボランティアセンター設置運営研修会 ○災害ボランティア育成研修会
71	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	子供と女性の犯罪被害防止対策の推進	子どもや女性の犯罪被害を防ぐため、「ふじ君安心メール」を始めとする各種広報媒体を利用して地域住民に情報提供を行い、安全確保を図ります。	・ふじ君安心メール配信74件(R2.1~R2.12の実績) ・県警ホームページによる犯罪被害防止対策の情報提供を実施 ・各警察署による広報啓発活動の実施	ふじ君安心メール 3,182	継続して、子どもや女性の犯罪被害を防ぐため、「ふじ君安心メール」を始めとする各種広報媒体を利用して地域住民に情報提供を実施し、安全確保を図る。
72	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	電話詐欺(特殊詐欺)の被害防止対策の推進	高齢者等への防犯指導・広報活動、高齢者世帯を対象とした戸別訪問による注意喚起等を通じて、電話に潜む危険性や犯行手口の注意点、予防対策を周知するなど、社会全体で電話詐欺の被害防止対策を推進します。	・高齢者世帯への戸別訪問4,710件 ・県警ホームページ、情報紙、チラシ等による電話詐欺被害防止対策の情報提供を実施 ・簡易型自動録音機の配付2,500個 ・電話詐欺被害防止啓発のため県薬剤師会を通じて薬袋押印用スタンプを薬局に配付360個	チラシ等電話詐欺被害防止対策啓発物品 2,287	継続して、高齢者世帯への注意喚起等を実施し、地域全体での電話詐欺被害防止対策を推進する。
73	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	自主防犯ボランティア団体との連携強化	地域における主体的自主防犯活動を推進するため、自主防犯ボランティア団体等の活動に対し、青色防犯パトロールカーの増車への支援、「ながら見守り活動」を推進するための支援を行うとともに、自主防犯ボランティア団体との合同パトロールを実	・青色防犯パトロールカーの増車支援10団体、回転灯24個、マグネットシート66枚貸与(R2.1~R2.12の実績) ・合同パトロール403回実施	青色回転灯整備事業 430	継続して、自主防犯ボランティア団体等の青色防犯パトロールカーの増車への支援、合同パトロールを実施する。 (合同パトロール実施予定288回以上)

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
74	③地域づくり	④各福祉分野の連携等の推進	緊急道路整備修繕費	学校、警察、市町村と連携し児童の通学路安全点検を行い、危険箇所について交通安全確保のための対策を実施することにより、通学路の安全確保を図ります。	舞鶴小外県下全域小学校の通学路安全点検により明らかになった危険箇所の安全対策を実施	780,359	点検により明らかになった危険箇所の安全対策を実施
75	①地域づくり	④各福祉分野の連携等の推進	安全・安心なまちづくり推進事業費	犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全かつ平穏に暮らすことのできる社会の実現に寄与するために、「推進体制の整備」「啓発活動の実施」「自主的な活動に対する情報の提供、支援」を促進します。	・子ども防犯教室6回 ・安全・安心なまちづくり推進会議(書面) ・山梨県安全・安心なまちづくり県民大会(中止、表彰のみ実施) ・情報誌の発行2回	1,131	子ども防犯教室、高齢者等向け防犯講座、推進会議、県民大会を実施し、情報誌をHP掲載。 新たに、老人クラブ連合会員宛に電話詐欺注意喚起チラシを作成、配布する。
76	①地域づくり	④各福祉分野の連携等の推進	・小児救急医療体制確保事業費(小児救急医療体制整備費補)	休日、夜間における小児救急医療体制を整備するため、小児初期救急医療センター及び小病院群輪番制の運営を支援します。	・小児救急医療体制確保事業への補助：1団体	275,854	・小児救急医療体制確保事業への補助：1団体
77	①地域づくり	④各福祉分野の連携等の推進	・へき地医療拠点病院運営事業費	山間部などへき地における地域住民の医療を確保するため、へき地医療拠点病院が行う巡回診療を支援します。	へき地医療拠点病院運営事業への補助：4病院	12,126	へき地医療拠点病院運営事業への補助：4病院
78	①地域づくり	④各福祉分野の連携等の推進	・周産期医療体制整備事業 ・総合周産期母子医療センター運営事業 ・地域周産期母子医療センター運営事業	身近な地域で分娩や不妊治療ができる体制の整備等、将来にわたる安定的な周産期医療体制の強化を図るため、山梨大学に寄附講座を設置するとともに、総合及び地域周産期母子医療センターの充実強化を着実に推進するため、センターの運営を支援します。	・寄附講座の設置 1件 ・総合及び地域周産期母子医療センター運営事業への補助 4施設	65,284	・寄附講座の設置 1件 ・総合及び地域周産期母子医療センター運営事業への補助 4施設
79	①地域づくり	④各福祉分野の連携等の推進	救急医療体制運営事業費	医療を必要とする者が適切に医療機関情報を入手できるよう、医療機関情報をインターネット上で提供します。	・やまなし医療ネットの運営	38,652	・やまなし医療ネットの運営
80	①地域づくり	④各福祉分野の連携等の推進	在宅医療広域連携等推進事業費	在宅医療推進のため、医療と介護の連携に向けた連絡会議を開催します。	各保健福祉事務所において、在宅医療広域連携会議を書面開催 ・各1~2回	669	・在宅医療広域連携会議の開催 各保健福祉事務所×3回 参加見込者数 各回30名
81 (82)	①地域づくり	④各福祉分野の連携等の推進	訪問看護ステーション開設準備等事業費補助金	病気や障害のある方が住み慣れた地域や家庭で、その人らしく療養生活を送ることができるよう、質の高い看護ケアの提供と多職種連携により重症化を防ぎ、自立を促進するため、訪問看護ステーションの機能強化を図ります。	・訪問看護ステーションの開設や体制強化等に係る経費の補助 ・開設：3件 ・体制強化：1件	9,300	・訪問看護ステーションの開設や体制強化等に係る経費の補助 ・開設 3件予定 ・体制強化 予定なし
83	①地域づくり	④各福祉分野の連携等の推進	在宅医療・介護連携事業	切れ目のない医療と介護の提供体制を整備するため、入退院時における医療・介護関係者の連携ルールの策定等、連携体制の整備に取り組めます。	○本庁主催： ・在宅医療・介護連携推進事業担当者研修会(2回)参加者105名 ○圏域主催 ・中北「憩いのマップ」増刷中止、入退院連携ルール部会2回開催 ・峡東：看取りの調査に関する検討会(2回)、調査(1回) ・峡南：研修会 中止 峡南地域在宅医療・介護連携検討会開催(1回) ・富士・東部：入退院連携プレ研修 開催(1回) 医療と介護の連携に係る打合せ 開催(1回)	963	○在宅医療・介護連携のため、地域の関係機関との連携体制構築に向けた研修会や体制づくりについて、圏域毎に取組状況を把握しながらさらに在宅医療・介護の連携を進める。
84 (85)	①地域づくり	④各福祉分野の連携等の推進	たばこ対策推進事業	いつでも、身近な場所で、禁煙を希望する喫煙者やその家族等から相談に応じるための支援体制を整備します。 望まない受動喫煙をなくすための普及啓発や事業者への情報提供に取り組めます。 ・禁煙支援従事者研修会 ・薬局・薬店における禁煙サポート事業	・禁煙支援従事者研修会は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止。 ・禁煙サポート薬局・薬店において禁煙相談を実施。薬局は66店舗。相談件数は502件。	0	・禁煙支援体制を整備するため、禁煙支援従事者研修会を実施予定。 ・「禁煙サポート薬局・薬店」を増設。 ・禁煙相談を実施。 ・改正健康増進法の普及啓発を推進。

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
86	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	ふるさと納税	ふるさと納税を活用し、健康寿命日本一や子育て環境の良さを維持し、障害を持つ人や高齢者をはじめとした全ての人が安心して暮らすことのできる地域づくりに寄与	寄付金の一部を子育て支援人材育成強化事業、産前産後ケアセンター事業、産休・育休明け保育推進事業に活用	106,258	ふるさと納税促進に向けたPR及び返礼品送付等
87	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	生活福祉資金貸付事業推進費補助金	在宅福祉の向上や社会参加の促進を図るため、低所得者や高齢者、障害者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行います。	貸付件数12,982件 (うち新型コロナにかかる特例貸付の件数 12,962件)	45,172	引き続き、在宅福祉の向上や社会参加の促進を図るため、低所得者や高齢者、障害者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行います。
88	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	住宅確保給付金の支給	雇用と住居を喪失した者の生活の場の確保を図るため、住居手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を進めます。	給付件数49件 給付金額8,054千円	21,330	雇用と住居を喪失した者や新型コロナの影響により住居喪失の恐れのある者の生活の場の確保を図るため、住居手当を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を進めます。
89	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	無料定額診療事業	生活困難者を支援するため、無料又は定額な料金で診療を行う第二種社会福祉事業の実施主体に対して、税法上の優遇措置を受けるための証明等を行う。	1法人4施設の実地調査を行い、税法上優遇措置となる証明を行った。	0	引き続き、第二種社会福祉事業の実施主体に対して、実地調査を行い、無料低額診療事業の公正かつ適正な実施を図っていく。
90	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	無料定額宿泊所	生活困難者を支援するため、無料又は定額な料金で宿泊所その他の施設を利用させる事業の実施主体に対し、指導等を行う。	条例の制定に伴い、実地主体の開始届の審査を行った。 また、無料低額宿泊所の運営が適切に行われているかの実地調査を行い、指導を行った。	0	無料低額宿泊所の運営が適切に行われているかの実地調査を行い、指導をする。
91	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	家計改善支援事業費	相談者自身の家計を管理する力を高めるため、家計相談員が家計再生プランを作成し、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う。	家計再生プランの作成 なし	221	引き続き、相談者自身の家計を管理する力を高めるため、家計相談員が家計再生プランを作成し、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う。
92	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	臨時特例つなぎ資金貸付事業	離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けることにより、自立を支援します。	貸付実績なし	0	引き続き離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けることにより、自立を支援する。
93	③基盤づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	日常生活自立支援事業費	判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、日常的な金銭管理や介護サービスなどのサービスの利用、見守りなどの援助等を行います。	相談援助実人数 242人 相談援助延件数 32,661件	49,183	引き続き判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、日常的な金銭管理や介護サービスなどのサービスの利用、見守りなどの援助等を行う。
94	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	孤立死・孤独死対策事業	民間事業者と連携を図り、生活困窮や病気になる人を行行政の適切な支援に繋げ、孤立死・孤独死等の未然防止に努めます。	これまで民間事業者と締結した「地域見守り活動に関する協定」に基づき連携を図っている。	0	引き続き、民間事業者と締結した「地域見守り活動に関する協定」に基づき連携を図っていく。
95 (96)	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	ひきこもり対策推進事業費 (ひきこもり支援検討会議、ひきこもり支援の手引き検討委員会)	市町村や関係団体で構成する、ひきこもり支援検討会議を開催し、連携体制を構築します。 市町村が実施する、ひきこもりサポーターの養成研修への講師の派遣や居場所づくりへの助言等により、市町村の取組を支援します。	・ひきこもり支援検討会議については、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、中止。 ・市町村の取組支援の一環として、「市町村におけるひきこもり支援の手引き」を作成。 市町村におけるひきこもり支援の手引き検討委員会を2回開催。	51	・各支援機関・団体と連携した支援体制の構築と情報共有による支援活動の充実を目的として、ひきこもり支援情報交換会(ひきこもり支援検討会より名称変更)を2回開催予定。(1回目は5/25に開催)
97	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	ひきこもり対策推進事業費 (ひきこもりサポーター推進事業)	県が作成した「市町村におけるひきこもりサポーター養成・派遣の手引き」を参考として市町村が実施するサポーター養成研修に講師を派遣するなど、市町村のひきこもり対策の取組を支援します。	・ひきこもりサポーター養成研修を実施。 2市町(R2年度) 4市町(累計)	0	・養成希望がある市町村に対し、ひきこもり地域支援センターから講師派遣等の技術的援助を予定。
98	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	自殺対策総合事業費	自殺防止のための意識啓発や心の健康づくり、相談体制の強化、自殺防止を支援する人材育成、自殺未遂者・自死遺族支援などを行うことにより、自殺防止を図ります。	・自殺防止のための意識啓発や心の健康づくり、相談体制の強化、自殺防止を支援する人材育成、自殺未遂者・自死遺族支援などを実施。	(自殺対策総合事業費の総計) 65,869	・自殺防止のための意識啓発や心の健康づくり、相談体制の強化、自殺防止を支援する人材育成、自殺未遂者・自死遺族支援などを実施予定。

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
99	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	心の健康づくり推進事業費(若年層対策事業)	学校において自殺予防教育が安全かつ効果的に導入されることを支援するため、教育委員会等の関係部署と連携し、自殺予防教育について研修を行います。	・若年層の自殺対策やメンタルヘルスに係る研修会を4回実施。	185	・若年層の自殺対策やメンタルヘルスに係る研修会を4回実施予定。
100	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	人材確保・育成事業費(地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金)	自殺対策に取り組む民間団体に補助金を交付し個々の活動を強化するとともに、ネットワーク化を図る中で、取組の輪を広げます。	・自殺対策に取り組む4民間団体等に対し、補助金を交付。	1,500	・補助金交付申請のあった自殺対策に取り組む民間団体等に補助金を交付し、取組を支援。
101	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	人材確保・育成事業費(地域自殺対策強化事業費補助金)	地域住民に身近なところで、地域に根ざしたきめ細かい自殺対策を実施するために、地域の実情を踏まえて自主的に自殺対策に取り組む市町村に対し補助金を交付し	・自殺対策に取り組む22市町村に対し補助金を交付。	14,700	・補助金交付申請のあった自殺対策に取り組む市町村に補助金を交付し、取組を支援。
102	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	普及啓発活動推進事業費(いのちを守る県民運動推進事業費補助金)	自殺対策に取り組む民間団体が主体的・継続的に活動できるよう、自殺対策について多くの県民から理解や賛助を得て、参加意識の向上につながる民間団体の取組に対し助成します。	・取組なし。 ※令和元年度をもって県の補助事業を終了。令和2年度からは民間団体主体で事業を実施。	-	・取組なし ※令和元年度をもって県の補助事業を終了。
103	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	消費者啓発事業	消費者被害を防止するため、テレビスポットや情報誌等による情報提供や、高齢者や若者などさまざまな世代を対象とした講座・研修を行い、消費生活に関する知識の普及啓発を図ります。	・テレビスポット534回 ・かいじ号4回発行 ・委託事業実施 ・消費者啓発事業実施	・テレビスポット(8,490) ・かいじ号(874) ・消費生活地域講座(600)	消費者の消費生活に関する知識の普及啓発のため、情報提供や講座等を実施する。
104	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	・人権啓発ふれあいフェスティバルの開催 ・人権啓発講演会の開催 ・やまなし人権啓発出前講座の実施(性的マイノリティにつ	人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動や人権啓発講演会、人権啓発出前講座などを行う。	人権啓発講演会をWEB上で開催した。(その他の取組はコロナの影響に伴い実績なし)	1,045	LGBTをテーマとした人権啓発講演会の開催や、団体等からの要望に応じて人権啓発出前講座などを行う。
105	①地域づくり	④ 各福祉分野の連携等の推進	生涯学習推進センター運営費	生涯学習の振興を図るため、講座の開催をはじめとする各種の事業を行い、県民の生涯学習の取り組みを支援する。	・情報の提供、相談事業等(情報誌年4回発行) ・調査、研究事業 ・やまなしまなびネットワークシステムの管理運営業務(登録会員数2,575人) ・キャンパスネットやまなし事業(入会者数7,197人) ・主催講座42講座、市民自主企画講座105講座	43,595	・情報の提供、相談事業等 ・調査、研究事業 ・やまなしまなびネットワークシステムの管理運営業務 ・キャンパスネットやまなし事業 ・主催講座42講座、市民自主企画講座100講座
106	①地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	地域福祉に関する取組の情報提供	地域福祉に関する県内外の先進的な取組を市町村に提供し、市町村が行う取組を支援します。	—	0	引き続き地域福祉に関する県内外の先進的な取組を市町村に提供し、市町村が行う取組を支援する。
107	①地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	市町村計画策定の支援	計画策定時の基本的な留意事項や策定手順を示した「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」を策定し、市町村に周知を図ります。	—	0	—
108	①地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	医療的ケア児者支援検討会議開催費	医療的ケアを要する障害児(者)の支援に関し、県及び市町村(障害保健福祉圏域)に協議の場を設置	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催できなかった。	431	地域における受け皿の拡大を進めるため、山梨県医療的ケア児者支援検討会議の構成員に新たに医療保健分野の関係者を加え、検討会議を開催(年2回開催予定)
109	①地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	地域生活定着支援センター設置運営費	高齢や障害により自立した生活を営むことが困難な矯正施設出所者等が、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるように、「地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰を支援します。	支援人数延べ 112人	18,500	引き続き高齢や障害により自立した生活を営むことが困難な矯正施設出所者等が、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるように、「地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰を支援する。

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
110	①地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	再犯防止推進計画策定費事業	犯罪者等が、再び犯罪に手を染めることを防ぐとともに、円滑に社会復帰し、安全・安心な山梨県を実現するための計画を策定する山梨県再犯防止推進計画を推進す	市町村担当窓口を設定。 市町村担当課長会議、推進会議を開催。	0	市町村担当課長会議、推進会議等を開催。 市町村に周知を図り、市町村計画策定を促進する。
111	①地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	・がん対策推進事業 ・子宮頸がん検診受診率向上事業	科学的根拠に基づくがん検診の受診や精密検査の受診により、がんの早期発見、早期治療につなげ、がんの死亡率の減少を目指します。 ・子から親へのメッセージ事業 ・がん予防普及啓発キャンペーン事業 ・子宮頸がん検診受診率向上事業	・子から親へのメッセージ事業：保育所等318カ所。 ・がん予防普及啓発キャンペーン事業：ピンクリボンライトアップ、懸垂幕掲出。 ・子宮頸がん検診受診率向上事業：大学4キャンパス 企業3事業所。	・子から親へのメッセージ事業 85 ・がん予防普及啓発キャンペーン事業 65 ・子宮頸がん検診受診率向上事業 4,007	・科学的根拠に基づくがん検診の受診や精密検査の受診により、がんの早期発見、早期治療につなげ、がんの死亡率の減少を目指す。 ・子から親へメッセージカードを贈り、がん検診の重要性を啓発。 ・がん予防普及啓発キャンペーンの実施。 ・子宮頸がん検診受診率向上事業による大学での無料検診や工業団地での普及活
112	①地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	がん患者等支援事業	がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境整備を目指します。 ・がん患者サポートセンター事業 ・がん患者ピア・サポート研修事業 ・がん治療と仕事の両立支援事業	・がん患者サポートセンター事業：相談37件。 ・がん患者ピア・サポート研修事業：5名修了。 ・がん治療と仕事の両立支援に関するアンケート調査：回収数240（回収率39.8%）。	・がん患者サポートセンター事業 1,800 ・がん患者ピア・サポート研修事業 274 ・がん治療と生活、仕事の両立支援事業 1,573	・がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境整備を目指す。 ・がん患者サポートセンター事業による相談。 ・がん患者ピア・サポーターの養成。 ・がん治療と仕事の両立支援環境の整備。
113	①地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	配偶者暴力相談支援センターで行う相談、一時保護、自立支援等	配偶者等からの暴力防止や被害者保護のため、県民の理解を深め、相談員等の資質向上を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターで行う相談、一時保護、自立支援等の取り組みを推進し、一時保護された人などが地域で自立し定着するための支援を進めます。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、新型コロナウイルス感染症により増加、深刻化したDV被害者に対し、寄り添った支援を行うとともに、一時保護をされた方への支援を進めた。 (相談員の資質向上に資する研修はコロナの影響に伴い実績なし) DVに係る一時保護 12名	0	相談員の資質向上を図るために、DV・トラウマに関するファシリテーター養成研修へ派遣するとともに、一時保護された人などが地域で自立し定着するための支援を進める。
114	①地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	バス運行対策費補助金 (車両減価償却費等)	バス事業者に対して、低床型(ワンステップまたはノンステップ)の車両導入に対して、車両購入から5年間の減価償却費を補助。	交通事業者が導入したノンステップバスの減価償却費に対して補助を実施した。 補助実績 9台 補助額 12,210千円	12,610千円	交通事業者が導入するノンステップバスの減価償却費に対して補助を実施する。 (10台を予定)
115	①地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	社会教育指導者養成事業	地域住民の居場所づくりのために、子どもから大人まで様々な世代が交流できる事業の支援や情報を提供する公民館活動を支援します。	公民館専門部研修会114名 公民館研究推進大会131名	70	本県開催予定の「第43回全国公民館研究会第61回関東甲信越静公民館研究大会山梨大会」を通じて、取組の紹介、情報提供などを行う。
116	①地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動した者に対して、「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組み	地域おこし協力隊員を募集する市町村について県ホームページで紹介し、周知を図った。	0	地域おこし協力隊員を募集する市町村を県ホームページで紹介するなどして周知を図る。
117	①地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	地域商業活性化支援事業費	地域の魅力ある商業の発展や、買い物環境の利便性向上を図るため、地域の商店等が行う活性化の取り組みや、買い物弱者対策の事業を市町村と連携し支援する。	6市、2町において37件の取組に対し助成。	10,000	5市町村において42件の取組に対し助成予定。
118	①地域づくり	⑤ 市町村における包括的支援体制の整備の推進	(R1まで)働き方改革推進企業支援事業 (R2以降)魅力ある職場環境づくり推進事業	働き方改革を推進するため、経営者を対象としたセミナーを開催するとともに、働き方改革アドバイザーが企業を訪問し、必要に応じて社会保険労務士等の専門家を派遣する。	・働き方改革アドバイザー支援企業数 458社 ・専門家支援企業数 29社 ・働き方改革トップセミナーの開催 参加者42名 ・働き方改革リーダー養成講座の開催 参加者16名(1回目)、14名(2回目)	5,510	・働き方改革アドバイザー支援企業数 500社 ・専門家支援企業数 50社 ・現場リーダー向け講座 定員各回20名(全2回予定) ・働き方改革トップセミナーの開催 定員100名(予定)

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
119	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	介護福祉士修学資金等貸付事業	介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学する者で将来県内において介護福祉士等として業務に従事する者に対して、介護福祉士等修学資金を貸与し、介護福祉士等の養成・確保を図ります。	新規貸付者 21名 再就職準備金 14名 に修学資金を貸付	77,257	介護福祉士等修学資金、再就職準備金、また今年度からは介護分野就職支援金を貸付、介護人材の確保を図る。
120	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	市民後見人養成推進事業	高齢者の権利擁護に資するため、県立大学と協働した研修等を行うことにより、市民後見人の養成を進めます。	○市民後見人養成基礎研修(委託:山梨県立大学)として、全6回(10月~12月)の開催。延べ150名の受講があった。 ○市町村が行う市民後見人の養成や資質向上のための支援体制構築に係る事業に対し、補助金を交付。	3,230	○引き続き、市町村における市民後見人養成を含めた成年後見制度の利用促進を図るための取組を支援する。 ・成年後見制度利用促進に向けた推進会議の開催(11月) ・市民後見人養成基礎研修の開催 ・市民後見人養成推進推進事業費補助金の交付
121	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	介護事業所ICT導入支援事業費補助金	介護事業所における生産性の向上を図るため、介護ソフト及びタブレット端末等ICTの導入を支援します。	22施設のICT導入を支援	6,000	補助上限を拡大し、介護事業所における生産性の向上を図る。
122	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	介護ロボット導入費補助金	介護従事者の負担軽減を図るため、介護事業者が行う介護ロボットの導入を支援します。	21施設132台の介護ロボットの導入を支援	6,000	補助事業の更なる拡充を行い、介護ロボットの導入を支援する。
123	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	福祉人材センター事業費	質の高い福祉人材の安定的な確保を図るため、福祉人材センターにおいて、福祉の仕事を目指す方に、無料で仕事に関する相談や求人情報の提供、就職の斡旋を行います。	有効求職者数 1,073人 紹介・応募人数 108人 上記のうち採用人数 55人 就職フェア採用人数 40人	26,783	引き続き質の高い福祉人材の安定的な確保を図るため、福祉人材センターにおいて、福祉の仕事を目指す方に、無料で仕事に関する相談や求人情報の提供、就職の斡旋を行う。
124	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	福祉人材センター事業費	福祉の仕事に関心のある高校生を対象に、福祉施設職員による講習会、施設での職場体験実習を実施するとともに、進路指導担当教諭との情報交換会を開催します。	※新型コロナのため中止	計画番号123に含む	引き続き福祉の仕事に関心のある高校生を対象に、福祉施設職員による講習会、施設での職場体験実習を実施するとともに、進路指導担当教諭との情報交換会を開催する。
125	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	障害者虐待防止対策事業費	障害のある人への虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的な役割を担う者を養成することにより、虐待防止を推進します。	障害者虐待防止・権利擁護研修会の開催 施設職員79名 市町村職員10名	5,414	県障害者権利擁護センターを設置し、障害者の虐待予防、早期発見など、関係機関との協力体制の整備や支援体制の強化を図
126	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	・点訳・録音等奉仕員養成事業費 ・点訳・録音等奉仕員研修事業費 ・盲ろう者通訳・介助者派遣等事業費 ・聴覚障害者情報センター運営事業費	視覚障害や聴覚障害のある人などの意思疎通を支援するため、点訳・音訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員の養成、派遣を推進します。	奉仕員養成 点訳奉仕員 5名 録音等奉仕員5名 奉仕員研修 点訳奉仕員研修 30回 録音等奉仕員研修 33回 写本研修 12回 合同研修 2回 盲ろう者通訳 派遣件数 84回 聴覚センター 手話通訳派遣件数 367回 要約筆記派遣件数 36回	(奉仕員養成) 1,232 (奉仕員研修) 396 (盲ろう者通訳) 436 (聴覚センター) 33,325	点訳奉仕員、録音等奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助者、手話通訳者、要約筆記者の養成、派遣を行い、視覚や聴覚に障害のある人の意思疎通を支援する。
127	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	なし(同行援護等の従事者の養成)	視覚障害や知的・精神障害により、単独で移動が困難な方の外出支援を進めるため、同行援護や行動援護の従事者の養成・派遣を促進します。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催できなかった。	0	同行援護従業者養成研修の実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響により開催未定
128	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	保育士確保・定着等総合対策推進事業費	幼児教育・保育の無償化等の実施による入所児童の増加や、多様化する保育ニーズに対応するため、保育等関係団体や保育士養成施設等で構成する山梨県保育等人材確保・定着等協議会において、保育士の確保等について必要な施策を検討し、実施しま	全体会 3回開催 高校生向け保育所等見学バスツアー 参加者97名 感染症対策ガイドライン策定	1,993	引き続き協議会において保育士確保策等を検討。令和3年度は、新たに設置した入所円滑化等促進部会において、時期を問わず希望する保育所へ円滑に入所できる環境の整備に向けた検討を行う。

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
129	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	放課後児童支援員認定資格研修	放課後児童支援員として放課後児童クラブに従事しようとする者を対象とした認定資格研修を行い、研修修了者に対し「認定資格修了証」を交付する。	放課後児童支援員の認定資格研修を開催し、研修修了者に対し「認定資格修了証」を交付した。 計5日間 研修修了者数100名	790	放課後児童支援員認定資格研修を開催する。 令和3年9月～11月(計6日間)
130	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	座談会の実施	大学生等を対象に地域福祉をテーマにした座談会を開催し、地域が抱える課題について考え、地域の担い手を育成するとともに、新たな取組を検討します。	—	0	—
131	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	日本語指導加配	日本語指導が必要な児童生徒への対応として、日本語指導センター校に指導教員を配置するとともに、センター校以外の在籍校への巡回指導を行います。	20名の日本語指導教員を19校のセンター校に配置し、巡回指導を行いながら、県内の日本語指導を必要とする、ほぼ全ての児童の指導にあたった。	0	21名の日本語指導教員を18校のセンター校に配置し、日本語指導を必要とする378名の児童生徒の指導にあたり、日本語教育を推進する。
132	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	帰国子女等教育指導費	日本語指導センター校担当者会及び帰国・外国人児童生徒教育研修会を実施し、日本語指導、生活指導の在り方等の研修を行うとともに、通訳者の派遣し、帰国・外国人児童生徒の教育支援を推進します。	日本語指導センター校担当者会3回(30名ずつ参加)、帰国・外国人児童生徒教育研修会1回(80名参加)、通訳派遣19回を実施した。	176	日本語指導センター校担当者会3回(30名参加)、帰国・外国人児童生徒教育研修会2回(100名以上参加)、通訳派遣20回を予定。
133	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	やまなし外国人活躍ビジョン推進会議開催事業費	外国人材の受入促進と共生社会の実現に向け、やまなし外国人活躍ビジョンのフォローアップを行うとともに、官民の関係団体をつなぐ推進会議を開催します。	会議：1回	149	推進会議を1回開催予定
134	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	外国人介護人材受入支援事業	介護職種における外国人の介護保険施設等への円滑な就労・定着のため、介護技能を向上させる集合研修等を実施する。	外国人介護人材研修会 第1回：参加者5名 第2回：参加者21名 ※新型コロナウイルス感染症の影響で第3回は中止	2,691	介護職種における外国人の介護保険施設等への円滑な就労・定着のため、介護技能を向上させる集合研修を日本語の習熟度別に実施します。 外国人介護人材研修会の開催 開催：3回 人数：約100名
135	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	小中学校における福祉教育の推進	小中学校の教育課程に福祉教育を位置付け、総合的な学習の時間や特別活動など学校での福祉教育が実践されるよう推進します。	教育課程に基づき、各小・中学校で、総合的な学習の時間や特別活動などの時間に福祉教育に取り組んだが、新型コロナウイルスの影響により、外部から講師を招いての活動や老人ホームへの訪問、体験活動等の機会は少ない傾向にあった。	0	小中学校の教育課程に福祉教育を位置付け、総合的な学習の時間や特別活動など学校での福祉教育が実践されるよう推進する。
136	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	交流及び共同学習推進事業費	学校間交流、地域交流や居住地校交流を実施し、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の経験を深め社会性を身に付けさせるとともに、交流する人々の障害者への理解の増進を図ります。	学校間交流44校、地域交流26団体、居住地校交流17校において間接交流を中心に交流及び共同学習を行い、幼児児童生徒の経験を深めるとともに障害理解の増進を図れた。	525	交流及び共同学習担当者連絡会・研究会を実施し、幼児児童生徒の学習の場を広げる。また、交流及び共同学習推進委員を招聘して連携を進め、障害者理解の増進を図る。
137	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	キャリアビジョン形成支援事業	高等学校における福祉教育の充実を図るため、福祉教育実施状況調査を実施し、工夫改善に努めます。また、授業をベースにキャリア教育推進支援事業などを活用し、福祉の心を育てる教育を推進します。	8校で10プログラム、720名参加。手話講座、高齢者との交流教室、保育体験学習など特色ある事業を実施。生徒の社会参画意識が高まり、山梨県に対する愛着や理解が深まる機会となった。なお、新型コロナウイルスまん延防止のため5校で計画していた6プログラムは中止	773	10校で14プログラム、2500名参加予定。各校では、生徒にプログラムの目的を明確に提示し、振り返りや自己評価等の事前事後の指導を充実させ、効果的な取り組みを実施する。
138	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	やまなし女性の起業支援事業	生活関連サービスや地域の社会的課題に関心ある女性を対象に、起業に必要な知識等の習得や起業経験者との交流、市町村・商工会・金融機関等との支援機関とのマッチングを行なうセミナーを開催し、地域におけるコミュニティービジネスの担い手の育成と支援体制の強化を図る。	女性の起業希望者等のニーズにきめ細かく対応するため、県内4地域で起業に必要な知識等の習得や起業経験者との交流、支援機関等とのマッチング等を行うセミナー及び交流会を実施したほか、支援機関を対象にキックオフイベントを開催し、地域の特性や課題の洗い出しを行った。 ・セミナー等 12回 ・参加者 延べ288名	2,400	女性の起業希望者等を対象に、起業に必要な知識等の習得や起業経験者との交流、支援機関とのマッチング等を行うセミナー及び交流会を開催するほか、支援機関を対象にキックオフイベントを開催し、地域における支援の受け皿作りを図る。

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
139	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	やまなし女性の起業支援事業	生活関連サービスや地域の社会的課題に関心ある女性を対象に、起業に必要な知識等の習得や起業経験者との交流、市町村・商工会・金融機関等との支援機関とのマッチングを行なうセミナーを開催し、地域におけるコミュニティビジネスの担い手の育成と支援体制の強化を図る。	女性の起業希望者等のニーズにきめ細かく対応するため、県内4地域で起業に必要な知識等の習得や起業経験者との交流、支援機関等とのマッチング等を行うセミナー及び交流会を実施したほか、支援機関を対象にキックオフイベントを開催し、地域の特性や課題の洗い出しを行った。 ・セミナー等 12回 ・参加者 延べ288名	2,400	女性の起業希望者等を対象に、起業に必要な知識等の習得や起業経験者との交流、支援機関とのマッチング等を行うセミナー及び交流会を開催するほか、支援機関を対象にキックオフイベントを開催し、地域における支援の受け皿作りを図る。
140	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	人材確保・育成事業費 (自殺対策人材育成事業)	市町村職員等、地域において自殺関連問題の相談支援に携わる職員を対象として、ゲートキーパー養成指導者のための研修会を開催し、全県においてゲートキーパーの裾野を拡大します。	・ゲートキーパー指導者養成研修会を1回(16人受講)、指導者フォローアップ研修1回(19人受講)実施。 ゲートキーパーの累計人数(R2年度):7,850人 (市町村等において一定の研修を終了した者)	1,368	・ゲートキーパー養成指導者のための研修会を2回実施予定。
141	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	社会福祉大会知事表彰	社会福祉事業に永年従事し、本県福祉の発展に功績のあった者を表彰し、感謝の意を表すことにより、社会福祉事業従事者の意欲や熱意の向上を進めます。	開催日:令和2年11月26日 知事表彰:個人96、団体14	100	県内社会福祉関係者が一堂に会し、これからの社会福祉の推進方策を探るとともに、社会福祉の発展に功績のあった個人・団体の表彰を行い、感謝の意を表す
142	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	(1) 予防給付ケアマネジメント研修事業 (2) 介護支援専門員更新研修事業 (3) 訪問介護員資質向上等推進事業	介護の実践的な知識の修得、技術の向上や適切なケアマネジメントの実現を図るため、介護予防実務者や介護業務従事者、介護支援専門員等を対象とした体系的な研修の実施を進めます。	(1) ○介護予防ケアマネジメント従事者研修会 コロナのため中止。 (2) ・実務研修(開催1回、人数86人) ・再研修(開催1回、人数31人) ・更新研修(開催1回、人数73人) ・専門研修課程更新研修Ⅰ(新型コロナウイルス感染症の影響で中止) ・専門研修課程更新研修Ⅱ(開催1回、人数172人) ・主任介護支援専門員研修(開催2回、人数74人) ・主任介護支援専門員更新研修(開催1回、人数63人) (3) サービス提供責任者研修(開催1回、人数27人)	(1) - (2) ・実務研修・再研修・更新研修 13,975 ・専門研修課程・更新研修Ⅰ・Ⅱ 13,990 ・主任介護支援専門員研修 824 ・主任介護支援専門員更新研修 0	(1) 地域包括支援センター職員研修(新任者研修)に組み込み (2) 介護の実践的な知識の修得、技術の向上や適切なケアマネジメントの実現を図るため、介護予防実務者や介護業務従事者、介護支援専門員等を対象とした体系的な研修の実施を新型コロナウイルス感染症対策を講じながら進めます。
143	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	高齢者権利擁護等推進事業	介護現場における権利擁護の取組を支援するため、施設内の指導的立場の者や看護職員を対象に権利擁護に向けた実践的手法の研修会を開催することにより、人材の養成を推進します。		2,451	高齢者権利擁護等推進員養成研修3日間、部会2回、事例等報告検討会1回等を開催。
144	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	生活支援体制整備事業	地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進するため、生活支援の担い手の養成、関係者のネットワーク化及びニーズとサービスのマッチングなどの役割を担う「生活支援コーディネーター」の養成を行い、設置主体となる市町村を支援します。	○生活支援コーディネーター養成・スキルアップ研修 国中開催R2.8.26 45名参加 郡内開催R2.9.2 17名参加 ※コロナのため、分散開催及び半日とした。	248	○生活支援コーディネーター養成・スキルアップ研修 ・国中地域(8月下旬)と郡内地域(9月上旬)に分けて開催予定
145	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	障害児(者)地域療育等支援事業費	地域療育コーディネーターが中心となり、地域において障害児者が適切なサービスを利用できるよう、関係機関との調整を行うとともに、保育所、幼稚園等の職員への技術指導などを行います。	支援施設8カ所指定 訪問療育 557回 外来療育 18回 施設支援 115回	36,892	地域療育コーディネーターが中心となり、地域において障害児者が適切なサービスを利用できるよう、関係機関との調整を行うとともに、保育所、幼稚園等の職員への技術指導などを行う。

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
146	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	障害児(者)福祉人材育成事業費	障害のある人の地域生活移行を推進する担い手となる相談支援専門員の資質向上を図るため、相談支援事業従事者への研修を充実していきます。	スキルアップ研修 2回 相談支援従事者 初任者研修 1回 現任研修 1回 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修 2回 更新研修 3回	3,460	障害のある人の地域生活移行を推進する担い手となる相談支援専門員の資質向上や、障害福祉サービス事業所に配置が義務づけられるサービス管理責任者等の養成を行う。
147	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	放課後児童支援員等資質向上研修	放課後児童支援員の質の向上を図るため、専門的知識や技術が必要な内容についての研修を行う。	放課後児童支援員等資質向上研修を開催した。 計2日間 研修修了者数160名	162	放課後児童支援員等資質向上研修を開催する。 令和3年8月27日、9月9日(計2日間)
148	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	子育て支援人材育成強化事業費	地域子育て支援拠点に従事する職員やファミリー・サポート・センターのアドバイザーを対象とした資質向上研修を行い、地域の子育て支援人材の育成強化を行う。	地域子育て支援拠点に従事する職員やファミリー・サポート・センターのアドバイザーを対象とした資質向上研修を開催した。 1回 参加者20名(拠点研修) 1回 参加者29名(ファミサポ研修)	1,120	地域子育て支援拠点に従事する職員やファミリー・サポート・センターのアドバイザーを対象とした資質向上研修を開催する。
149	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	民生委員費(民生委員・児童委員研修事業費)	民生委員・児童委員が活用する個人情報の適切な管理及び提供について、民生委員研修等において理解を深めるとともに、活動に必要な情報の市町村との共有について促進します。	民生委員児童委員会長・副会長研修会 184名 主任児童委員研修会 131名 中堅民生委員・児童委員研修会 110名	1,227	○主任児童委員研修会 ○中堅民生委員・児童委員研修会 ○民生委員児童委員会長・副会長研修会
150	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	民生委員費(民生委員・児童委員研修事業費)	多様化する諸課題への適切な対応や情報提供が行えるよう、民生委員・児童委員研修を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上を図ります。	民生委員児童委員会長・副会長研修会 184名 主任児童委員研修会 131名 中堅民生委員・児童委員研修会 110名	計画番号149に含む	○主任児童委員研修会 ○中堅民生委員・児童委員研修会 ○民生委員児童委員会長・副会長研修会
151	②人づくり	⑥ 地域福祉の担い手の確保	地域組織(食生活改善推進員連絡協議会等)への情報提供	県民の食生活の改善を図るために地域で活動する食生活改善推進員(協議会)への情報提供、人材育成等を支援します。	・食生活改善推進員対象研修会(健康増進課・各保健所)を7回(書面含む)実施。参加者1,709名。	0	・県民の食生活の改善を図るため、地域で活動する食生活改善推進員(協議会)への情報提供や研修により人材育成等を
152	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	小地域課題解決事業	地域福祉活動の中核を担う市町村社会福祉協議会職員らに対するワークショップを実施し、地域の課題を解決するリーダー(コミュニティソーシャルワーカー)の育成や専門性の向上を図ります。	○社協活動基盤強化研修 開催日:令和3年2月10日 参加者:21名(12市町村) 内容:講義、演習等	1,316	引き続き、市町村社会福祉協議会職員らに対するワークショップを実施し、地域の課題を解決するリーダーの育成や専門性の向上を図る。
153	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	地域ボランティアネットワーク事業	市町村社会福祉協議会職員を対象に、実践事例などを基にした事例検討会を開催し、地域住民主体の新たなボランティア活動の企画や実践や災害時の円滑な支援活動ができる人材の養成を図ります。	○社協活動実践研修 開催日:令和3年2月24日 参加者:14名(10市町村) 内容:講義、演習等	計画番号152に含む	引き続き、市町村社会福祉協議会職員を対象に、実践事例などを基にした事例検討会などを開催し、地域住民主体の新たなボランティア活動の企画や実践や災害時の円滑な支援活動ができる人材の養成
154	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	社会福祉事業従事者研修費	初任者・現任者・指導監督者の職階に合わせた研修を実施し、キャリア形成を支援します。	R1をもって廃止	-	-
155	②人づくり	⑦ 福祉人材の資質向上	福祉事務所職員研修事業費	生活保護の適正実施を推進するため、管内福祉事務所の現業員等を対象とした研修会を開催します。	新任の現業員及び各福祉事務所の査察指導員を対象とした研修会を各1回ずつ開催した。	264	引き続き研修会を実施することとし、各福祉事務所の職員の事務処理の向上を図っていく。
156	③基盤づくり	⑧ 多様な主体の活動促進	ボランティア・NPOセンターの機能強化	ボランティアやNPOの活動の活性化を図るため、県ボランティア・NPOセンターの機能強化を図ります。	令和元年度はなし 事業終了	-	-
157	③基盤づくり	⑧ 多様な主体の活動促進	県ボランティア・NPOセンター運営費補助金	ポータルサイト「やまなしNPO情報ネット」の運営やボランティア・NPOボード等を通して、NPO等の団体や活動内容の情報発信を行い、ボランティア・NPO活動への参加や情報の共有化を促進し	インターネットによる情報発信、ボランティア・NPOボードの運営、ボランティアセンターパンフレット発行	(補助金19,816のうち1,194)	インターネットによる情報発信、ボランティア・NPOボードの運営
158	③基盤づくり	⑧ 多様な主体の活動促進	県ボランティア・NPOセンター運営費補助金	ボランティアに関する研修会の開催や、ボランティアの体験の機会を提供することにより、ボランティアを育成します。	ボランティアセミナー、ボランティア体験学習、スポーツボランティア育成等	(補助金19,816のうち698)	ボランティアセミナー、ボランティア体験学習、スポーツボランティア育成等

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
159	③基盤づくり	⑦ 多様な主体の活動促進	県ボランティア・NPOセンター運営費補助金	NPO法人の設立や運営について、相談会や講座の開催、専門家の派遣などの支援を行います。	NPO法人設立・運営相談会、NPO支援専門家派遣による個別団体支援等	(補助金19,816のうち243)	NPO法人設立・運営相談会、NPO支援専門家派遣による個別団体支援等
160	③基盤づくり	⑧ 多様な主体の活動促進	県ボランティア・NPOセンター運営費補助金	ボランティア・NPOの情報交換、交流、行政機関等多様な主体との協働事業の実施により、ボランティア・NPO法人が活動分野や地域の違いを超えたネットワークづくりを推進します。	やまなしボランティア・NPOネットワーク交流会、やまなしNPOフェスタ等	(補助金19,816のうち534)	やまなしボランティア・NPOネットワーク交流会、やまなしNPOフェスタ、「ボランティア・NPO活動推進月間」ポスター展・啓発活動等
161	③基盤づくり	⑧ 多様な主体の活動促進	地域活性化協働事業費補助金	NPO等の民間団体と県や市町村、企業等の多様な主体とが協働し、地域の課題を自主的に解決していく事業や活動を支援するとともに、これらの協働事業を広く紹介することにより、多様な主体との協働を推	協働事業の補助事業を選定するための委員会実施と補助金支出	5,046	NPO等の民間団体と県や市町村、企業等の多様な主体とが協働し、地域の課題を自主的に解決していく事業や活動を支援
162	③基盤づくり	⑧ 多様な主体の活動促進	ボランティア・NPO活動促進費	県民誰もが生涯を通してボランティア・NPO活動への参加が図れるよう「ボランティア・NPO活動推進月間」において、積極的に普及啓発に努めます。	毎年2月の「ボランティア・NPO活動推進月間」において、ポスター展、甲府駅での啓発活動実施	0	R3～「ボランティア・NPO活動推進月間」事業ボラセン移管に伴い、R3～No.162をNo.160に含む
163	③基盤づくり	⑧ 多様な主体の活動促進	次世代型農福連携パワーアップ事業費	高齢化等による労働力不足に悩む農業分野において、多様な労働力として、障害者が農業分野で活躍する取り組みを推進しま	農業分野での就労に取り組む障害者就労支援施設数 R2年度 74施設(累計)	13,611	農福連携マッチング、農福マルシェの開催、6次産業化製品のブランド化を支援し、農福連携の取り組みを推進します。
164	③基盤づくり	⑨ 利用者本位の福祉サービスの充実	福祉サービス苦情解決事業費補助金	福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するため、運営適正化委員会による苦情解決のための助言、相談、あっせん等の事業を行い、利用者の権利を擁護し、福祉サービスの適切な利用を支援します。	苦情受付25件 現地調査8箇所 運営適正化委員会開催3回 研修会開催2回 巡回指導0回	4,349	引き続き、福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するため、運営適正化委員会による苦情解決のための助言、相談、調査、あっせん等の事業を行い、利用者の権利を擁護し、福祉サービスの適切な利用を支援する。
165	③基盤づくり	⑨ 利用者本位の福祉サービスの充実	社会福祉法人・施設の指導監査	利用者の立場に立ったサービスが提供されるよう、社会福祉法人・施設に対する指導・監査を行い、施設サービスの充実を図ります。	年間実施計画に基づいて指導監査を行い、是正又は改善を要する事項については文書による指摘を行い指導した。 監査実施数：366法人・施設 文書指摘数：187法人・施設	0	年間実施計画を作成して計画的に指導監査を行い、是正又は改善を要する事項がある場合は、文書による指摘を行い指導する。
166	③基盤づくり	⑨ 利用者本位の福祉サービスの充実	福祉サービス評価推進機構設置事業費	事業者の提供する福祉サービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、その結果を公表することにより、サービスの質の向上に結び付けるとともに、利用者の適切なサービスの選択の寄与を図ります。	・第三者評価実績 1件 ・福祉サービス事業者等への事業周知 214部(配布数) ・評価相談実績 5件	329	評価調査者の養成、フォローアップ研修の実施を行うとともに、新たな評価機関の認証を行うことにより、第三者サービス評価事業の普及・促進をしていく。
167	③基盤づくり	⑨ 利用者本位の福祉サービスの充実	社会福祉法人への指導	利用者が安心して適切なサービスを選択できるよう、社会福祉法人の財務諸表等の情報公開を促進します。	・県及び市所轄社会福祉法人(250法人)の財務諸表等の審査を行った。	0	社会福祉法人の提出する財務諸表等の審査を行い、利用者が安心して社会福祉法人の情報を取得できるよう、法人への指導を行っていく。
168	③基盤づくり	⑨ 利用者本位の福祉サービスの充実	介護保険審査会運営事業	県に設置する介護保険審査会において、保険者が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行います。	審査請求が1件あったが、審査請求人が請求の申請を取り下げた。	324	保険者が行った行政処分に対する審査請求があった場合には介護保険審査会を開催し、審理・裁決を行う。
169	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	①認知症コールセンター運営事業 ②認知症高齢者家族支援事業	認知症の人やその家族を支援するため、認知症コールセンターの設置、認知症高齢者を介護する家族等の交流会、認知症に関する知識を深める研修会等を開催し、相談体制の充実に努めます。	○認知症の人と家族の会山梨県支部に委託し、相談件数は122件。	2,657	○認知症の方や家族の不安や悩みに対応するため、引き続き認知症コールセンターを設置し、相談員による相談支援を実施する。
170	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	高齢者虐待対応等に関する専門相談・派遣支援事業	市町村が行う高齢者虐待防止対応を支援するため、弁護士や社会福祉士を派遣し、相談の調整を推進します。	○専門職の派遣・相談支援を4回実施した。 ○高齢者虐待対応事例検討会 コロナのため、中止。	374	○引き続き、市町村における高齢者虐待防止に関する取組を支援する。 ・専門職による派遣・相談支援の実施 ・高齢者虐待対応研修の開催(10月開催予定)

計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
171	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	若年性認知症施策総合推進事業	若年性認知症の人や家族に対する相談支援や就労支援、自立支援に携わる関係者間のネットワークの調整役を担う、若年性認知症支援コーディネーターを配置します。	【再掲】 ○若年性認知症相談支援センターを設置し、若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援(随時)や、交流会(4回、参加者18名)の開催、リーフレット等による普及啓発を行った。	5,556	【再掲】 ○若年性認知症相談支援センターによる相談支援や交流会等によるピアサポート、就労や障害等関係機関との連携を推進する。
172	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	若年性認知症施策総合推進事業	若年性認知症の人や家族のニーズを把握するための交流会の開催や、日頃の不安や悩みを相談できる居場所づくりに取り組みます。	【再掲】 ○若年性認知症相談支援センターを設置し、若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援(随時)や、交流会(4回、参加者18名)の開催、リーフレット等による普及啓発を行った。	5,556	【再掲】 ○若年性認知症相談支援センターによる相談支援や交流会等によるピアサポート、就労や障害等関係機関との連携を推進する。
173	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	相談支援体制整備事業費	障害のある人が地域において自立した生活を送る体制を整備するため、障害保健福祉圏域ごとに設置した圏域マネージャーを中心に、市町村・関係機関と連携して相談支援体制の整備や課題解決を図っていきま	障害福祉4圏域に圏域マネージャーを配置(4名)	20,000	地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等を行う「圏域マネージャー」を配置し、地域における相談支援体制の整備・充実強化及び広域的支援を行う。
174	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	相談支援事業費	こころの健康相談統一ダイヤルを設置し、自殺を意識するほどの悩みを持った人に電話による相談を実施します。	・こころの健康相談統一ダイヤルを7月より24時間365日の対応体制として運営。年間相談件数:2,804件。	14,014	・本年度も24時間365日の対応体制でこころの健康相談統一ダイヤルを運営。
175	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして教育事務所等に配置し、公立小中高等学校に在籍する全ての児童生徒、保護者を対象に、児童生徒の教育環境等の改善に資する相談体制の強化を図ります。	<小・中学校> 4教育事務所に11名のSSWを配置 <高等学校> 総合教育センターに2名のSSWを配置 ・運営協議会を実施(2回のうち1回はコロナ対応のため中止) ・支援対象となった児童生徒数 629人	21,437	<小・中学校> 4教育事務所に11名のSSWを配置 <県立学校> 総合教育センターに2名のSSWを配置 ・運営会議を2回実施
176	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	やまなし外国人相談センター運営費	在留外国人が本県で生活していくための悩み事等に一元的に対応する「やまなし外国人相談センター」を運営します。	相談件数:273件	6,412	在留外国人からの相談窓口
177	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	医療安全対策推進事業費	患者又はその家族等から医療に関する苦情又は相談等に応じるとともに、当該患者及び病院等に対し必要な助言等を行うため、医務課及び各保健所に相談コーナーを設置します。	・医務課及び各保健所の相談コーナーにおいて、随時相談に対応:受付状況459件(医務課401件、各保健所58件)	0	・医務課及び各保健所の相談コーナーにおいて、随時相談に対応 相談見込数 450件
178	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	・小児救急医療体制確保事業費(小児救急電話相談事業)	小児患者の症状に応じ適切な対応が図られるよう、専門看護師により助言及び指導を行います。	・小児救急電話相談事業の実施: :通年(実施委託先 1団体)	27,388	・小児救急電話相談事業の実施: :通年(実施委託先 1団体)
179	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	難病相談支援センター事業	難病相談支援センターにおいて、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進及び就労支援などを行うことで、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図りま	・難病相談支援センターにおける相談支援、就労支援等:相談525件。	・難病相談支援センター事業 10,182	・難病患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、難病相談支援センターにおいて、地域で生活する患者等の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進及び就労支援など
180	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	がん対策	山梨県がん患者サポートセンターやがん診療連携拠点病院のがん相談支援センターにおいて、がんに関する相談を行うことにより、不安や悩みを軽減するとともに、適切な情報提供を行い、がん患者の生活の質(QOL)の維持向上を目指します。	・がん患者サポートセンターの相談:相談37件。 ・がん診療連携拠点病院に対し補助事業を行い、がん相談支援センターの運営支援。	・がん患者サポートセンター事業:1,800 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費: 56,846	・山梨県がん患者サポートセンターやがん診療連携拠点病院のがん相談支援センターにおいて相談を行うことにより、不安や悩みを軽減するとともに、適切な情報提供を行い、がん患者の生活の質(QOL)の維持向上を目指す。 ・がん患者サポートセンター及びがん相談支援センターの運営支援。
181	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	生活困窮者自立支援事業費	生活困窮者に就労支援やニーズに応じた自立支援計画を策定するなど、自立に関する相談等を行います。	相談件数804件 自立支援計画策定2件	25,781	引き続き、生活困窮者に就労支援やニーズに応じた自立支援計画を策定するなど、自立に関する相談等を行う。

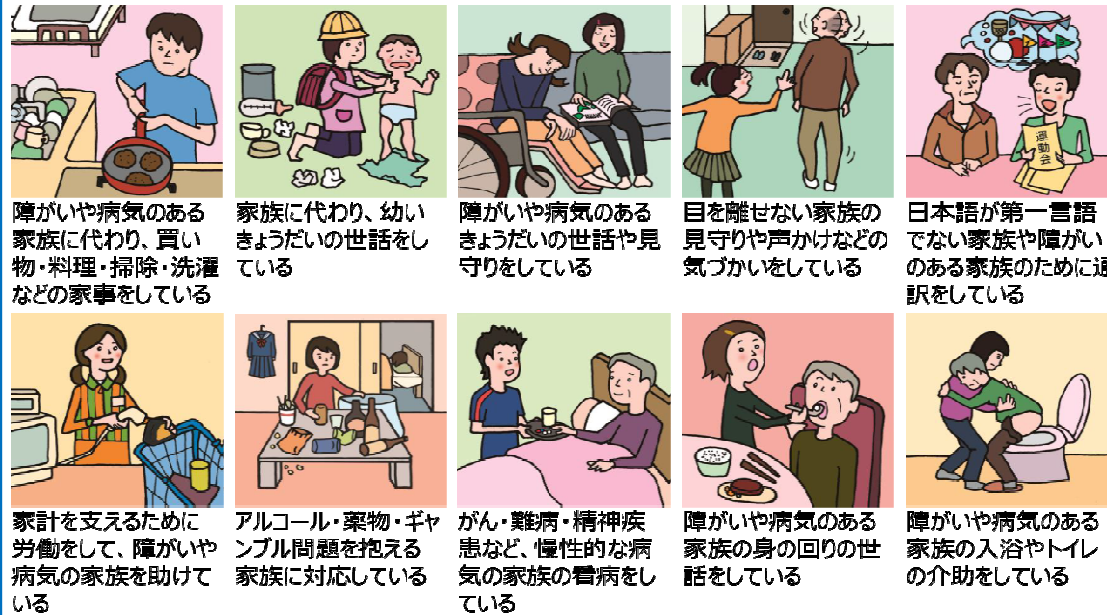
計画番号	施策の柱	基本的施策	事業名	事業内容 (計画記載内容等)	令和2年度 取組実績	令和3年度 予算額(千円)	令和3年度 取組概要
182	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	ひきこもり対策推進事業費 (ひきこもり地域支援センター)	県立精神保健福祉センター内に「山梨県ひきこもり地域支援センター」を設置・運営し、本人や家族等からの電話相談に応じ、必要に応じて医療や保健、福祉、労働等の関係機関と連携しながら支援を行います。	・相談実績：延べ390件 実 97件	6,404	・ひきこもり支援コーディネーター2名により、ひきこもり当事者及び家族への相談対応を実施。
183	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	依存症対策推進事業費 (依存症相談窓口)	国の規定に基づき、県立精神保健福祉センター内に依存症相談窓口を設置・運営し、アルコール、薬物、ギャンブルなどの依存症全般に関する相談に応じます。	・相談実績：延べ165件 実 121件	2,459	・依存症相談員により、依存症当事者及び家族への相談対応、家族教室、当事者ミーティングを実施予定。
184	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	高次脳機能障害支援事業費	高次脳機能障害者等に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害者の支援手法等に関する研修等を実施し	・相談実績：延べ1,073件 ・協議会：1回、25人参加 ・普及啓発：1回、40人参加	6,974	・支援拠点機関を(医)銀門会へ委託し、相談対応を実施。 協議会1回、普及啓発1回を予定。
185	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	消費者行政活性化推進事業	消費者トラブルを未然に防ぐため、研修等により消費生活相談員の資質向上を図るとともに、市町村における消費生活相談体制の強化を促進します。	市町村消費生活相談員等に対し研修を実施。相談体制整備経費を補助。	・県相談員レベルアップ事業(196) ・市町村相談員研修(187) ・市町村相談体制整備補助(14,287)	県消費生活相談員のレベルアップ研修参加を促進。 市町村消費生活相談員等に対し研修を実施。相談体制整備経費を補助。
186	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	消費者行政活性化推進事業	県民生活センター及び各市町村における消費生活相談窓口の積極的な広報・啓発により、相談窓口の周知を図るとともに、県民からの様々な相談に迅速、適切に対応するため、相談業務に当たる各種行政機関や団体との連携を推進します。	市町村における連携強化事業経費を補助。	・市町村各主体との連携強化事業補助(5,680)	市町村における連携強化事業経費を補助。
187	③基盤づくり	⑩ 相談体制の強化	県民相談相互支援ネットワーク連絡会議	県民相談相互支援ネットワーク連絡会議を通じ、相談業務に当たる機関・団体が緊密に連携して、相互の連絡体制の確立を図り、県民からの相談に対して、迅速、適切に対応します。	1年を通じて関係機関・団体と連携し、相談対応を行った。	0	昨年度に引き続き、通年で相談対応を行う。

ヤングケアラーの支援の推進

令和3年8月10日 子ども福祉課

I. ヤングケアラーとは

本来、大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども



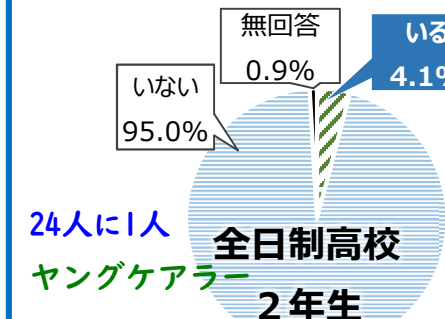
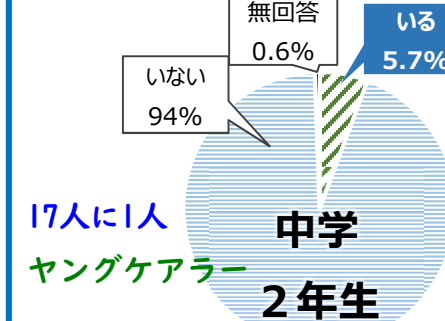
©一般社団法人日本ケアラー連盟/illustration: Izu mi Shi ga

※ケアを担うこと自体は尊いことであるが、**学業に支障が出たり、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないケースが課題である。**

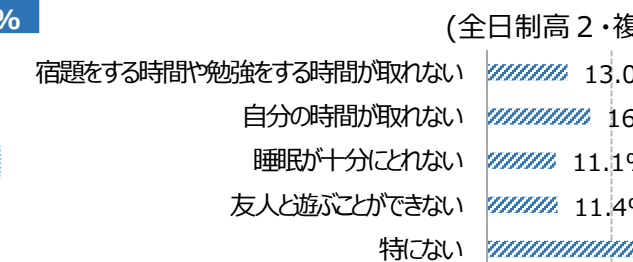
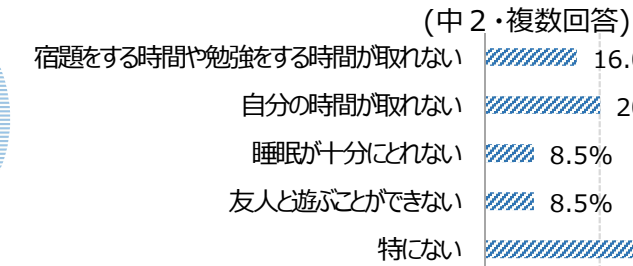
II. 全国調査の状況から

※厚生労働省、文部科学省の連携による「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和3年3月報告書）より

【ケアラー率】



世話をしているために、やりたいけどできないこと



【考察】

① 時間がとれない

学業に支障が出たり、自分のやりたいことができないと自覚している子どもが一定数いる

② 「特になし」が過半数以上

自分のやりたいことを見つけられる余裕がない子どもがこの中に少なからずいる可能性

III. 支援の必要性

国プロジェクトチームにおいて整理された課題

家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、社会的認知度も低いため、**周囲の大人のみならず、子ども自身やその家族ですらも自覚がない**

ヤングケアラー本人の年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことにより、本人の育ちや教育に影響が生じてしまう

知事と語るやまなしづくり (6月14日実施)

<参加者> SSW、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、子ども食堂運営者、要保護児童対策地域協議会、メディアなど、ヤングケアラーと関わる方から、現状認識や課題を意見交換

<会の中で出た主要な意見>

- ヤングケアラーについて、地域、子どもが理解する機会が必要 など ➡ 認知の必要性
- 様々な要因による課題があり、関係者が連携して支援策を組み合わせることが必要 など ➡ 連携の必要性
- 学校関係者が情報共有し、相談できる場所があることを子どもに理解させることが必要 など ➡ 子どもへの支援の必要性

こうした背景に対応するための当面の対応等

IV. 当面の支援の方向性

庁内検討会議設置

- 実効性のある支援を行うため、庁内検討会議を設置
 - 庁内検討会議（関係課長会議）の設置
構成：子ども福祉課、子育て政策課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課、私学・科学振興課 など
- 検討事項：ヤングケアラー支援の推進に関すること

実態調査の実施

- 県内のヤングケアラーの実態を把握し、速やかに支援に移行するため、子どものみならず、ケアを必要とする人に関わる関係機関等を対象とした調査を実施する。

関係機関・有識者会議の設置

- ヤングケアラー支援者や外部有識者で構成する、(仮)ヤングケアラー支援ネットワーク会議を設け、実態調査も踏まえて、包括的な仕組みづくりを検討する。

V. 実態調査の実施

調査の目的

- ①児童・生徒：支援が必要だと思われる生徒（ヤングケアラー）の状況を調査し、必要な支援策を検討するための基礎資料とする。
 - ②支援者：ヤングケアラーへの支援状況等を把握し、必要な支援策を検討するための基礎資料とする。
- ※併せて、児童生徒及び支援者に対する「ヤングケアラー」周知の一環とする。

調査の内容等

児童※・生徒、支援者 全数を調査 ※小学校は6年生のみ対象

<調査対象>

- ①児童・生徒（無記名調査）

- ・小学校（公・私6,487人6年生全数）
- ・中学校（公・私20,342人全数）
- ・高等学校（公・私（全日制・定時制・通信制）26,035人全数）

県独自
（全数）

- ②支援者
○子どもの支援者

- ・県内学校（小学校170校、中学校87校、高等学校43校53課程）
- ・要保護児童対策地域協議会（27全市町村）
- ・子ども食堂、学習生活支援事業者（37か所全数）
- ・地域包括支援センター専門職（207人全数）
- ・生活困窮者自立支援相談員（36人全数）
- ・生活保護ケースワーカー（82人全数）
- ・障害者相談支援専門員（213人全数）
- ・民生委員、児童委員（2,515人全数）
- ・精神保健福祉士（医療機関所属91人全数）

県独自

- 家族の支援者

<調査内容>

- ①児童・生徒（国調査を参考） ※小学校児童は質問項目を精選
 - ・基本情報（居住地、家族構成、健康状態）
 - ・普段の生活（通学状況、部活動参加状況、普段の学校生活・悩みなど）
 - ・家庭や家族の状況（世話をしている家族の状況やお世話の内容、お世話を始めた年齢、お世話の頻度、平日・休日のお世話に係る時間数、お世話をしていることでできないこと、世話の悩みなど）
 - ・ヤングケアラーに自身があてはまるかどうか、ヤングケアラーという言葉の認知度など
 - ②支援者
 - ・支援者共通事項（圏域、職種、ヤングケアラーという言葉の認知度、子どもがヤングケアラーだと知ったきっかけ、その状況と支援内容等）
 - ・個別事項（ヤングケアラーの把握や支援にあたって工夫していること、必要と思われる支援など）
- ※①②ともにヤングケアラーの説明（ヤングケアラーの定義等のほか家族をケアすることの尊さを併せて周知）

<調査時期>

7月中旬（夏休み前）実施 ～ 9月頃公表

学校、地域、福祉・医療がそれぞれの強みを生かし、あらゆる場面で連携して切れ目ない支援体制を構築